

正中山法華經寺誌



019971-000-5

81-912

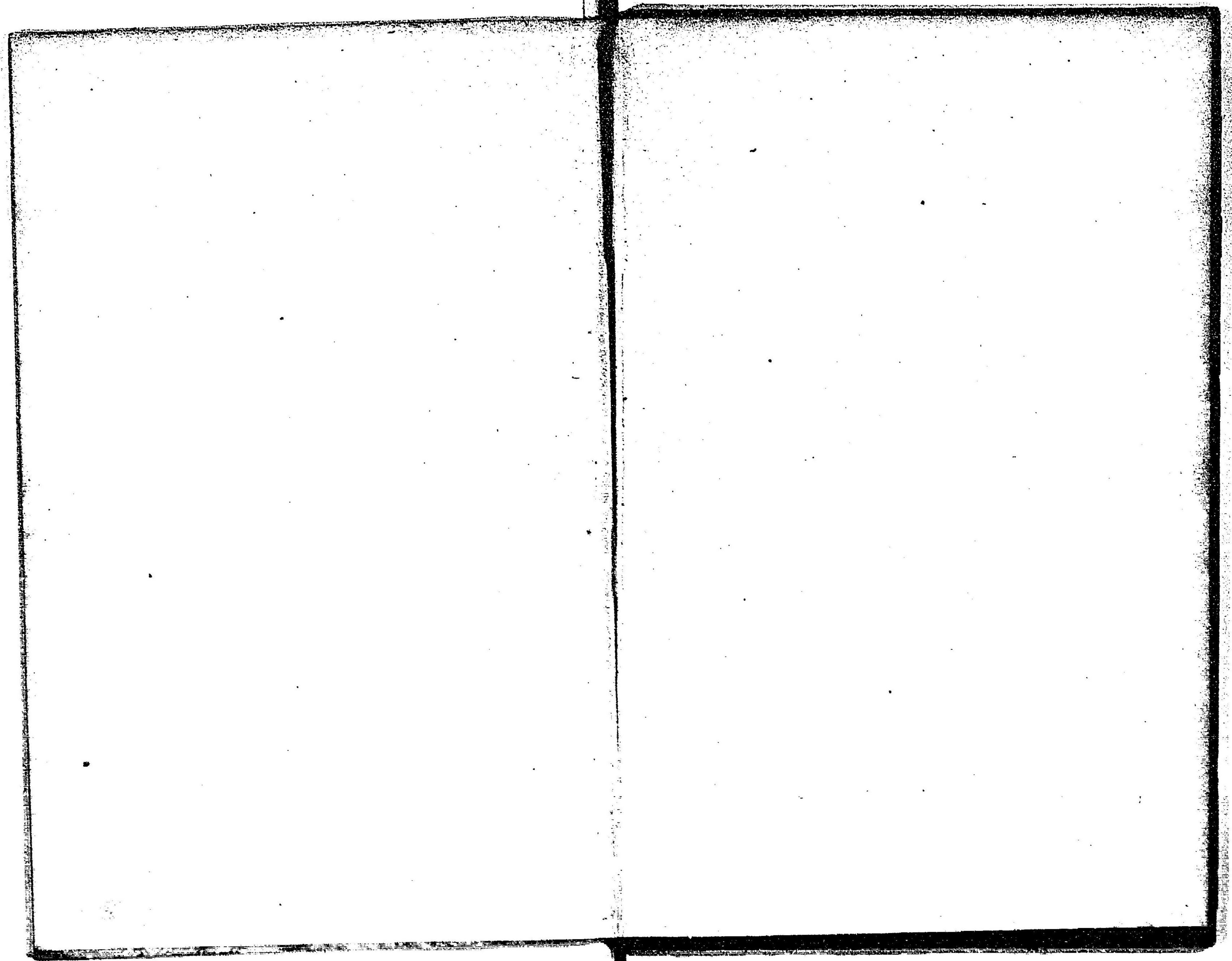
正中山法華經寺誌

石倉 重繼/著

M36.8

ABH-0125





81-712

正中山法華經寺誌目次

題字

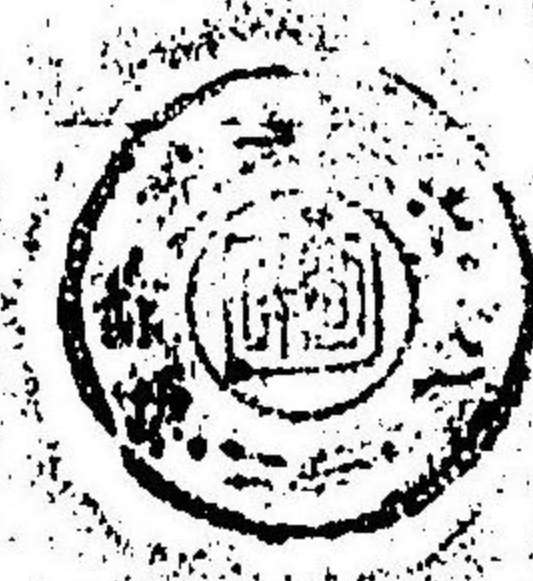
○日蓮宗第廿七代 法華經寺住職 大僧 正濱日蓮上人 立題並題詠

○從四位下 爵松平直巳殿題字

寫真銅版口繪

- 目次
- ◎正中山法華經寺境內全圖
 - ◎宗祖自作大黒天木像並讓狀
 - ◎祖師堂
 - ◎刹堂
 - ◎法華堂
 - ◎三門
 - ◎五重塔
 - ◎靈秀園と寶藏
 - ◎奥の池
 - ◎龍王院
 - ◎遠壽院
 - ◎安世院
 - ◎本行院
 - ◎淨光院
 - ◎法宣院

石倉重繼 寺贈本



本文目次

本	文	目	次
◎位	◎置	◎對面	◎所
◎山緒沿革	◎法華經寺緣起	◎靈秀園	◎日什上人の墓
◎遺蹟及勝地	◎法華經寺緣起	◎靈藏	◎玉樹坊
◎三門	◎五重塔	◎古文書像	◎鐘樓
◎祖師堂	◎星の井	◎加行傳規則	◎陽雲所
◎波の樓	◎刹華堂	◎現荒行堂	◎本光坊
◎龍王池	◎宇賀神社	◎法樂加持	◎清鏡坊
◎遠忌塔	◎遠銀杏	◎安世園	◎淨水坊
◎淨光池	◎鏡の池	◎百花園	◎妙正池
◎本行院	◎智泉院	◎法宜院	◎奧の院
◎敷院	◎敷院	◎本行院	◎正善坊
			◎高師廟
			◎本妙坊
			◎清水坊
			◎淨鏡坊
			◎本光坊
			◎陽雲所
			◎鐘樓
			◎玉樹坊
			◎日什上人の墓
			◎役員と門末評議員
			◎正中山法華經寺誌目次畢

正中山法華經寺誌目次畢

寶樹果

字題君已直平松 爵子 位四正

正中山法華經寺誌目次畢

正中山法華經寺誌目次畢

詠題並題玄正僧大進日演職住寺經華法長管宗進日

甘

村山中郎師若果國地下與界丁

圖全內境奇經華法山中正

如來滅後
闍浮提內
本化菩薩



丁與地下國果若師郎山中村

目

下界天下國東居師中山村

正中山法華經奇境內全圖

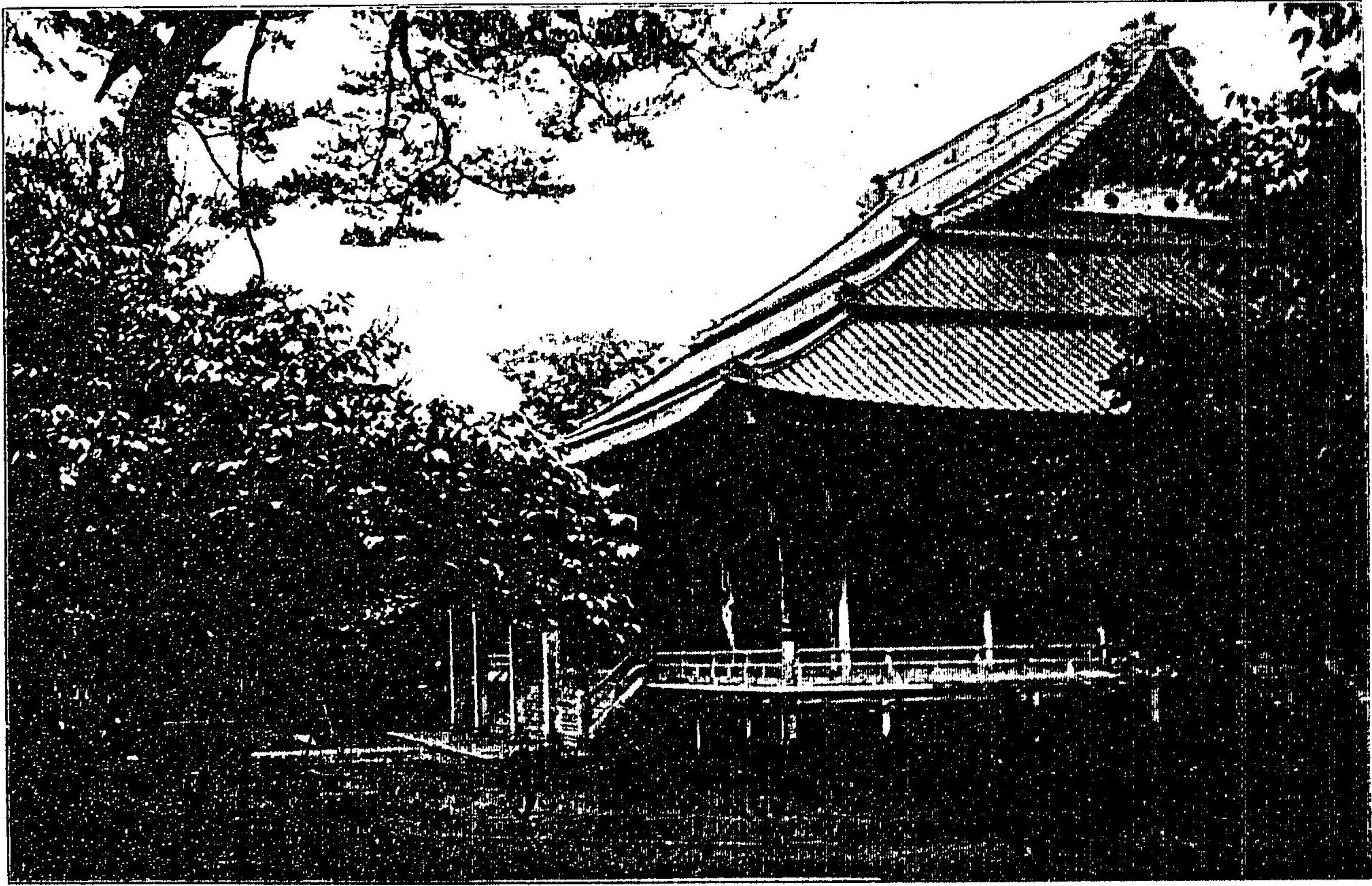
法華道場	初轉法輪	本化菩薩	閻浮提內	如來滅後
------	------	------	------	------



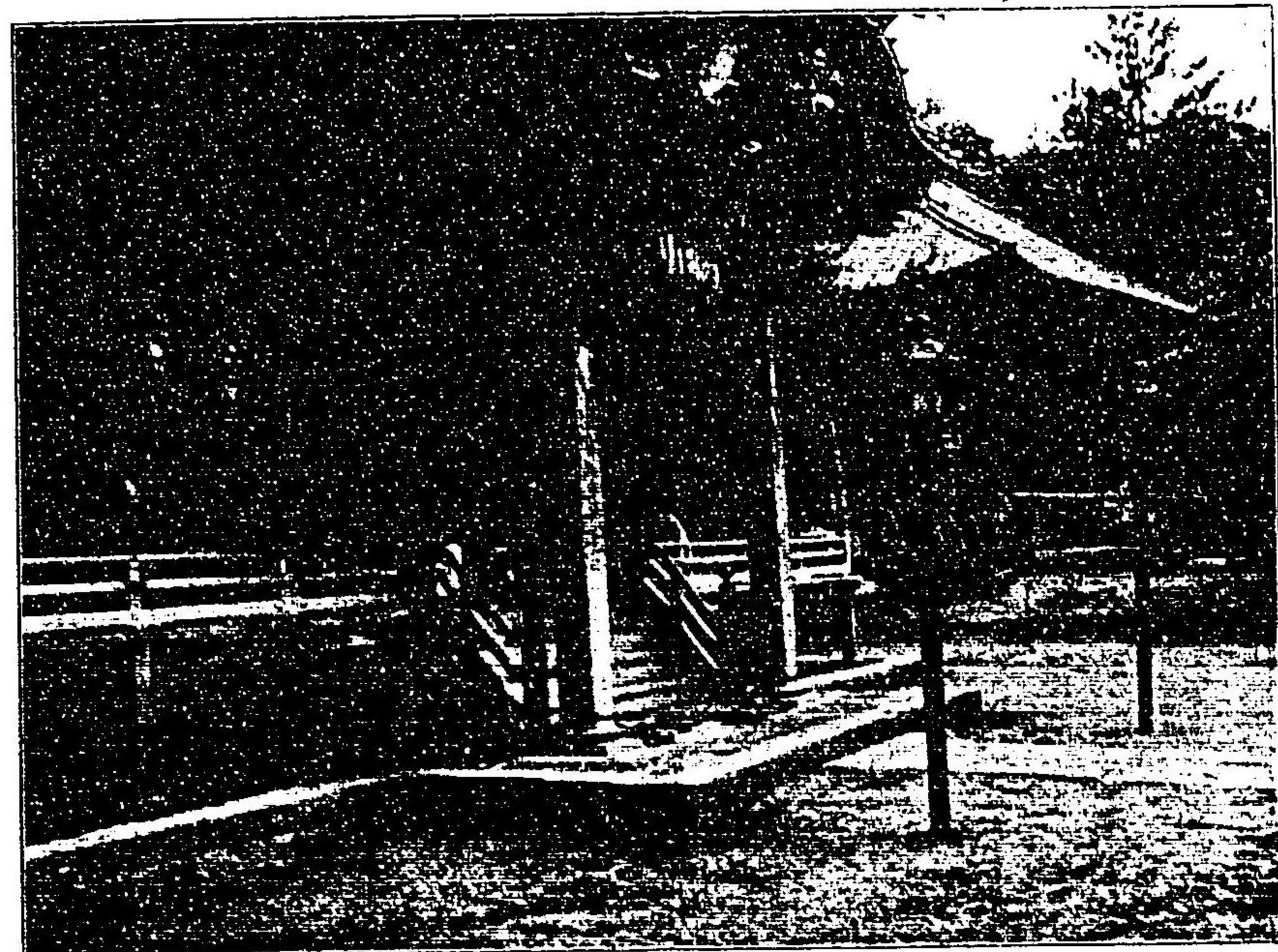
壽福増々之安社示
 俾在延命且吾我
 移我園内之果樹
 元人愛樹使吾我
 不來元人得七寶
 是之三月福之
 いふもくしは
 一古も心は
 三月十日 日
 高祖日蓮



高祖日蓮聖人自作大黒天木像並讓狀



祖 師 堂

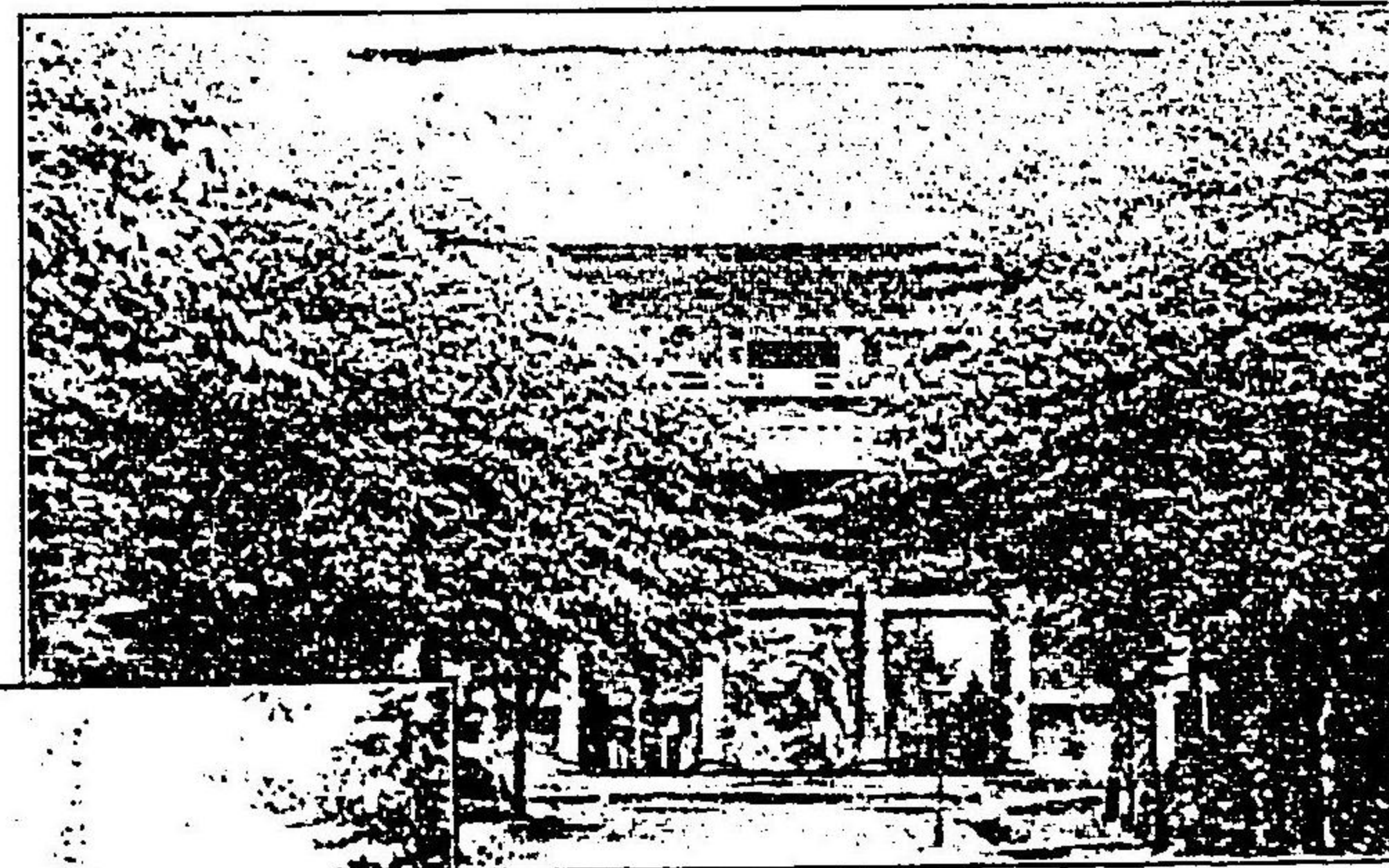


利 堂 と 法 華 堂

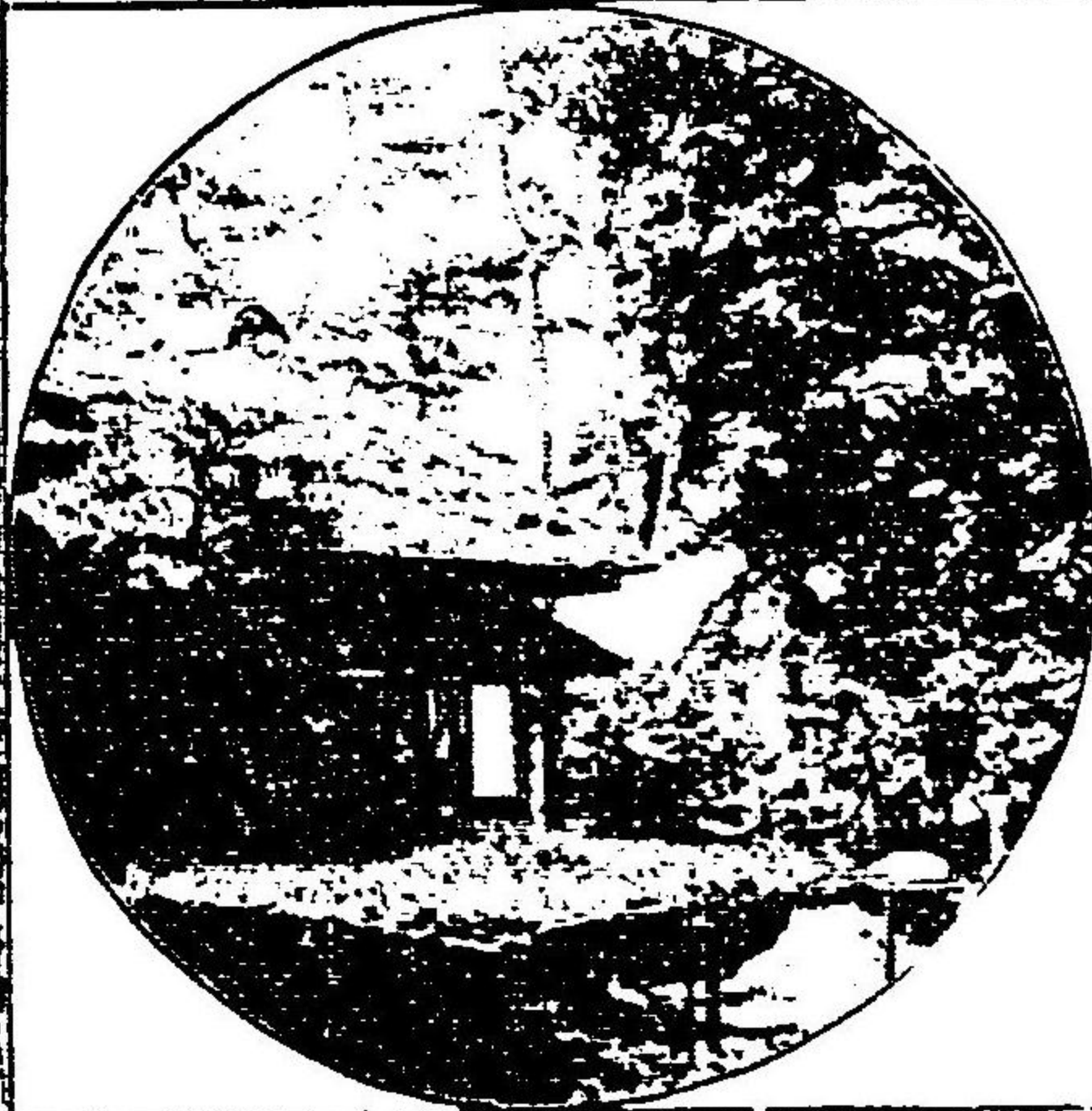


寶 藏 之 園 秀 齋

山 門



五重塔



奥の院



龍王池



院 世 安



院 光 淨



院 壽 遠



院 宣 法



院 行 本

緒言

緒
われ過世那麽なる宿縁のありてか。いとけなき時より神社佛閣にぬかつき
て。禮拜することを樂しみとせしが。やがて年長けて都にのほり。ものま
なびすることゝなりしに。たまゝ教を故從一位正親町實徳公や、故栗田
寛。故小中村清矩の兩博士。故從五位鈴木重嶺先生を始めとし。正三位福
羽美靜のきみ。從四位本居豐頼先生等の門に受け。わが國名勝舊蹟のゆる
かせにすべからざるを説き示され。こゝに性來の好き心はいや増さりて。
いでこれがために一身をさゝげて盡さばやと決心し。早や十とせあまりを
すごしたり。かくて席を博文館編輯局に置き。館主の命をうけて『官國幣
社圖會』各宗本山名所圖會』の二書の編纂に従事し。この日蓮宗四大本山
の一たる。正中山法華經寺にも出張し。寶物や。記録や。古文書を調査し
て。これが事蹟を綴り。わが『各宗本山名所圖會』の第四編たる『日蓮宗
各本山名所圖會』中に收めたりしが。さても貫主祝下には。七十六歳の老
の身をもいとはずして。何やかやとねもごろに教へ導かれしことの。實に
ありがたき御心よ。高祖聖人のあと垂れ給ひし靈蹟なればぞ。かくは
熱心に盡したまふなめれと。ひそかに感涙に咽びたりしが。今年五月のな
かば。ゆくりなくも。われを芝區二本榎なる日蓮宗々務局に招かれたり。

何事のさむらふぞと。取るものもとりあえず。急ぎ車にうち乗りて罷越せば。狛下は微笑みつわれをそが書齋に招かれぬ。さては和歌の物語りなどありての後。去年のゆかりにわれをして。更らに信徒の土産に格好なる部の法華經寺誌を編述せしめんと之恩命なりき。あはれ學淺く徳無きわれの。いかでかゝる重き命せに従ふの資格あるべきやと。たむだきてのみありしに。否とよ通俗にもすれば足れりとの仰せに。さらばとてをそるをそる諾なへ申して。さそくに編纂にとりかゝり。をろく書き終りしは是なり。題して正中山法華經寺誌といふ。されどみちかき方の何事をかしえん。心ある人達の見給は。あやしげのふみとこそそしり給ふらんが。われは只だ普く世の人に。この靈蹟のことからを通俗に示して。遺跡のなをざりにすべからざる由を知らしめなば。わが願足れりと申さんのみ。貫主狛下も亦おほほし給ふべしや。完全なる寺史編纂の如きは。他に相當の學者高德も御座すべしと。本誌の成れるゆゑよしをあらうかくなん。かしこ。

明治三十六年八月三日本宗寺院の數多あるところ。
題目讀經の聲きつ。忍が岡は谷中の破れ家にて。

翠葉 石倉重繼 識

謝 辭

一本書を編むに當り

貫主 狛下

は幾回もわれを膝下に招かれて。種々懇切に教示し給はりたり。こゝに深く其難有き御志を謝す。

一本書編纂の勞を多とせられ

貫主 狛下 及 從四位子 爵松平直巳殿

より。これが玄題及題詠と題字とを賜はりたり。即ち本誌卷頭に掲げたるものは是。われは其厚意を感謝するとともに。ひそかに其任にあらざりしを恥つ。

一本書の編纂と出版に就ては。左の諸高師は非常なる全情を表せられ。或は史料の供給に。或は種々雜多の事に。陰に陽に補助せられたり。こゝ

に芳名(いろは順)を掲げて好意を深謝す。

大野要濫師

加藤日凝師

山田日然師

松原智圓師

鈴木海音師

影山佳雄師
皆川文明師

一以上掲げたる諸高師より。かくも教を受けたるにもかゝらず。文辭拙劣にして。書中或は事實の誤謬。誤字。の個所もあらん。そは著者の淺學無識の致す處。希くは寛恕あれ。尙本誌表紙は故村松月舟氏の意匠に成れり。柘榴は鬼子母尊神を忍び。尙本誌表紙は故村松月舟氏の意匠に成れしもの。口繪の寫眞は齋藤紫白氏の勞を煩はし。寫眞銅版の彫刻は田中猪太郎氏の手になり。一般の印刷は秀英舎石川金太郎氏の勞を煩はしたり。著者は是等諸君の好意をも多謝す。

正中山法華經寺誌

翠葉 石倉重繼著

位 置



日蓮宗大本山の、千葉縣下總國東葛飾郡中山村に在り、東海道の宿場、平井、小岩、市川の各停車場を過れば、即ち中山停車場なり、錦糸町の本所停車場より乗車して、平井、小岩、市川の各停車場を過れば、即ち中山停車場なり、こゝより下車して北に向へ一筋の街路を進みゆけば、懸ては杉、松の生ひ繁れる杜の間に、五重の塔の高く雲間に聳ゆるを見るべし、是を關東の名刹法華經寺にして、正面の黒き冠木門を入り、更に進めば山門なり、山門を入りていよく進めば、櫻樹數百株を植えられたる兩側には遠壽院、安世院、玉樹坊(左)陽壽坊、本光坊(右)等の諸寺院あり、何づれも本山を相守護するが如き面影見えて嬉しく、更に進めば本山にして寺域一萬四千七百七十四坪あり、且明治三十五年三月境内に連續せる山林貳丁五反一畝廿六歩の緣故拂下を受け、土地ますく廣潤に、樹木蒼鬱として生ひ繁り、群鳥神寂て鳴き、讀經の聲、梵鐘の音と相和し、眞に清淨の靈地たるに背かず、都下紅塵に飽くの士は、よろしく一度びこの境に曳杖して心神を慰さむべく、信徒は須らくこの靈蹟を參拜して、宗祖

由緒沿革

が鴻大なる遺徳を拜し、あたゝかき法雨に浴すべきなり、そが事蹟の詳細は願を追うて記すべし。

正中山法華經寺はもと土地の豪族富木播磨守常忍の邸宅にして、傳へ曰ふ、建長六年宗祖日蓮聖人總州に遊び、まことに鎌倉に歸らんとす、時に常忍また全地に赴かんと欲し、偶々船橋の渡しにて船を同じうし聖人の説を聞き、深くこれに服し、文應元年竟に宅地を捨て一字を建立し、宗祖を請じて百日間説教開筵を願ひたる、所謂宗祖最初の轉法輪の靈蹟にして、即ち此事正中山縁起と題せる當山の秘書に記しあり、左に掲げて参考に資す、

「富木三郎左衛門尉常忍俗性、伏見院之後胤、美濃國守下、其第二子也、十五六之時爲打鐵少將、拔刀走下、庭上足土、家冥加盡時也、直浪人下州谷中之郷中山村便大田金吾殿、寄留、歸鎌倉、出仕領小地、三十日番役勤給云云、建長五歲七月富木殿大田殿爲上倉、至舟橋浦、欲乘船、船頭解纜押浮之處、行脚僧來問曰、於上倉之舟可蒙便舟云云、船反云非渡舟、鎌倉御番舟可蒙便舟云云、船反云、非舟渡、鎌倉御番舟也云云、富木殿云御僧上倉云云、僧云如尊意、常忍云早々可乘此舟、僧云誠如渡得船是也云、竟舟中座、富木殿曰、御僧住國如何、僧云房州邊也、御宗旨者、名乘宗號、非其器量、天台宗流也、問云承及於房邊、不思儀之僧出來破諸宗、立一宗、聞、御存知可聽聞云云、僧云恒雖聞御沙汰、未知其義味云云常忍云最可然、沙汰如何、乘明云御僧爲昧者可存知、慰可承云云、僧曰慧佛法者不用人口傳、但見依佛

說兼佛約束依法不依人也云云、常忍云今貴僧申旨山佛說破他宗、耶可然云云、常忍曰貴僧言葉不淺、非其人乎、僧曰日蓮吾是也、兩人色直膝正舟端叩言不思議乘合也、可有御法談云云、蓮祖御氣色勝先扇子取直出責經無量義經法華經如常宗旨立義也云云、常忍難問併大田殿者氣色替而不能屈伏、自元真言宗而中山北有北方中村、思念云能化扶持置非可改、常忍心諦召小將出菓子令出盈、往返及三返、時常忍云貴僧上倉所以如何、答曰爲奉諫國家、常忍曰有宿處乎、答曰雖有數多依此立義、如無由、云可被宿予陳屋、常忍云貴殿者御所登可受宣旨、余者有風氣之迷例、爲保養住私宅、蓮祖可俱伴吾宿、無程舟港入岸着、則扇谷邊有宿所、奉入蓮祖、竟夜受教化、十五日間受法檀那也、然而三十番過畢歸宅之刻爲休息、蓮祖奉入、下州又同船下州若宮村奉入富木殿屋形於若宮拜殿、二七日御法談、大田殿一門並曾谷城主等受法、然爲說法於屋舖之内、建立寺、名若宮山法華寺、自是已來爲御越年一度居法華寺云云、其後房州小松原御難歸三十日御保養也、其時御袈裟御血着云云、小五條有、又最初御入寺御本尊云々、有之御勸請、今大有不同也、云々、

と、依之て宗祖と常忍との關係を知る可く、また本寺草創の起原を知るべし、而して宗祖が百日説法の状態は尙ほ詳しく全縁起にあり、文に曰く、
「堂成就有大聖人先二七日御説法被遊、初日太田殿、曾谷殿、受法、其後柏井念佛僧受戒、又路野邊右京受法、御説法數増、受法人多有之、都合百座御説法被遊堂也、大小人房州宗旨御建立、道善坊等、大衆御集諸宗折伏給事有、宗旨伽藍於中山法華堂御説法最初也、柏井僧修堤坊中人、

大聖人之御弟子成給寺建立、中山之末寺成、今島田唱行寺是也、路野邊右京今家續中山檀那也、と、該百日説法の道場は法華堂また四貫堂と稱し、今尙ほ現存し宇賀神社と鬼子母神堂との間にあるもの是なり（此堂はもと若宮にありしを後ち今の地に移せしなり本誌口繪參照）其他の諸堂伽藍も亦宗祖已來一字たりとも祝融の災に罹りたる事なく、僅かに坊中一二の焼失ありしのみ、其跡六百年來嚴平として存在するは、まことに一宗に於ける名寺と云つ可くまた他宗派にも誇るに足るべし、さて前に掲げたる若宮の法華堂は常忍即ち剃髮して當山の法系を立てたる日常上人より第二世日高上人に譲られ、高師はこれを第三世日高上人に譲られたり、時はまさに常師が入滅の五日前なり、而して時の領主にして大檀那たる千葉胤貞は、これに親しく加判せり、

讓狀

所々堂宮並田地等事
若宮御堂 中山坊
若宮別當並彼岸田
谷中郷内紀平三名
牛尾郷内權守四郎名
右所々者以大輔房日祐讓與之畢、於御祈禱任先例可奉勤行者也

仍讓狀如件

正和參年 甲四月二十一日
胤貞花押

この書は今尙當山寶庫に納置かるゝものにして、素りに衆人の閱覽を許さず、著者當山に出頭し諸古文書展見の際手寫し置けるもの、素より出處正しきものなり、さてこの後七年を経て元應二年十二月一日領主胤貞より、土地若干を寄進せり、全じく當山古文書の内に、

奉寄進

妙見御神田令二町事下總國八幡庄谷中郷内奉進所也仍狀如件
元應二年十二月一日
平胤貞花押

と、以て證とすべし、後ちまた七年を経て嘉暦元年七月二十一日平の某より大願成就のため田地一町を寄進せる事あり、即ち古文書の中に

敬白 立願之事
妙見 田地一町
御前

右所願成就仕候者十ヶ日内に可令進上仕候仍狀如件
嘉曆元年七月廿一日

平 花 押

是或は胤貞ならんか、未だ分明ならず、この他種々の寄進状或は讓狀あり、左に掲げて當時の狀態を知るに便にす、文中□□とあるは文字不明の記號なり、尙ほいふ、この古文書は其年號に依りて配列したれば讀者これを諒せよ、

△沙彌寂惠寄進狀

奉寄進

下總國八幡庄若宮戸村内法華寺堂地屋敷一所
並自堀外畠事

右堂地者爲現當所願奉寄進法華寺釋迦如來□□□則至子々孫々不可有聊違亂煩者也若於至煩子孫等者須不孝過不可知行
惠跡仍爲永代證文寄進之狀如件

嘉曆四年己七月八日
中山大輔阿闍梨御房

沙彌寂惠 花押

△千葉胤貞讓狀

奉讓

師近大輔阿闍梨口祐所々田地坪付等事

下總國千田庄原中村全圓三ヶ郷田在家同國八幡庄蘇谷郷秋

山方口田地等裁讓狀同國舊井庄島田眞木野平戸田地等讓狀

裁之

同庄古辨呂村分

二段 八幡神田

六段 又四郎名

四段 九郎三郎名

一段小 又五郎名 本は壹町二反

一段 くら下 本は壹町五段

三反半四十歩うい内 本は壹町大

四反 さき内

三段

一本妙寺在別紙

孫四郎入道名

肥前國小城郡光勝寺職妙見房兩職 在別紙 乙大名

田一町在家一宇
元德三年九月四日

平胤貞花押

△千葉胤貞讓狀

ゆつりわたす所りやうの事
右ひせんの國小城郡下總國千田八幡兩庄内知行分のそりや
う職嫡子たるにより孫太郎胤平に限永代□□讓渡也庶子に分
讓分はかの狀にまかせていらんあるべからず仍讓狀如件
建武元年十二月朔日
胤貞判

△千葉胤貞證文

八幡庄若宮戸村内法華寺堂敷並畠事如本不可有相違之狀如

件

建武二年二月六日

貞胤花押

大輔阿闍梨御房

△千葉胤貞十羅刹御影並田畑寄進狀

寄進

中山御本尊十羅刹女御影

下總國田地參拾町爲現世安穩太平後生善處奉寄進也如件

建武三年四月三日

平胤貞花押

△千葉大隅守胤繼中山所領讓狀

讓與所領事

可令大輔僧都日祐領知下總國八幡庄内谷中郷事

右當郷内於中山堂敷地並免田畠等者亡父胤貞就猶子契約讓與
事仍被成公方之安堵上者不及子細其外取殘一圓(但此間家寄進八幡社)大

輔僧都日祐仁永代所讓與實也是則且爲訪代々之苦提殊者爲胤
 繼現當二世所願成就也然者子々孫々□中至背此趣致違亂競望
 輩者永爲不孝之仁不可知行胤繼跡仍爲後日讓狀如件
 觀應三年壬辰六月廿九日
 大隅守平胤繼

以上掲げたるが如く、本寺は年々多少の寄進讓與に依りて寺地を増加し、現今に至れるものなり、
 而して本寺に於ては古來より住職となるべきものは、京都本法寺及び頂妙寺と堺の妙國寺の住職を
 以て交代輪番たるべきの制定ありき、即ち第十二世日珖上人の時に起因す、而して第十八世日慈
 上人の時、僧日來なるもの、在來の制定を破るの事あり、依りて時の將軍秀忠に訴へ、奉書を得て嚴
 肅に再興せらる、左に本寺より天保三壬辰年四月寺社奉行土井大炊守よりの尋問に應じて住職第九
 十八世日亮上人より書きたる由緒書を掲げて證とすべし、文左の如し、

當山には宗門の大事宗祖の直書等數多靈寶悉寶庫に有之候事故散在を救き東照神君御上意を以京
 本法寺、京頂妙寺堺妙國寺右三ヶ寺にて當山靈寶爲守護輪番住職式相定申候文祿二癸巳年當山十
 二世佛心院日珖代夫より追々順次輪番住職仕候其後又候輪番之式亂候に付京都本法寺住職當山十
 八世正觀院日慈代台德院様御治世御奉書頂戴仕候
 一御奉書寫

中山法華經寺儀如先規本法寺頂妙寺妙國寺輪番に被仰付候旨從駿府金地院本多上野介殿奉に
 而被仰越候通披露申候所に其寺傳來之靈寶諸道具什物無紛失當住本法寺へ可相渡旨 上意に
 候恐々謹言

慶長十九年七月十三日

- 安藤 對馬守 在判
- 土井 大炊介 在判
- 酒井 備後守 在判
- 酒井 雅樂頭 在判
- 本多 佐渡守 在判

中山日來侍僧中

尙ほこの輪番住職に就きて記せるもの當山にあり、文左の如し、
 『高祖十二世嗣法曰、日典、此時有、故大樹家康公被命當山貫職於本法寺頂妙寺妙國寺、是故三箇寺
 輪番主于當山、扶助遺跡于茲、在日來者、特枯權威者、猥押領當山、本法寺十一世唯心院日因
 方于巡番、將爲入寺、日來堅守不入山内、日因不得止、誠是家康公亦權位輩進不能達、上
 聞進退無奈何、日因卒落命依、是同寺後住正教院日慈再訴家康公不幾達、上聞則中山法華經
 寺之事如先規、本法寺頂妙寺妙國寺輪番可勤上意趣達、大樹秀忠公、則慶長十九年七月十二日賜
 御奉書日慈、其文云略焉、明治維新後解、三年交替輪番之規定、三ヶ寺順次晉山終世住職、
 然り、この三年交替輪番の制は當山弟百十二世日因上人明治四年八月二十七日入山せし時より全く

廢せられ、後明治十二年、今の池上本門寺住職たる久保田日龜僧正入山してより山務一切に一大改革を行ひて門末制度と爲し、諸堂宇の修繕再興に全力を注ぎ一山の威嚴爲めに増々赫々として信者また其數多きを致せしが、後當代濱日運僧正は京都本法寺より入りて住職となり現に今尚ほ親しく山務を司り朝な夕な本山の革新と再興布教に心を傾注しつゝあれば、いよく聲名を天下に掲ぐる事なるべし、これを本山の由緒沿革と爲す、この他の事蹟は別項に於て相補ふべし、内に云ふ本山につきて、古本葛飾志下巻に記せるものあれば併せ掲げ置く、向江戶名所圖會にもあれどわざと略す、

中山

市川村より一里有

寺領五十石

(葛飾志には寺領五十石とあれど七十石也)

「右同所より少し行海道石碑あり、惣門見ゆる、惣門を越て山門に入る(額正中山光悦館)院家の坊舎左右に有り、本堂の庭前に入り、右に常題目堂、向に五重の塔あり、同濡大佛有り、左に經藏あり、本堂は祖師堂也(額祖師堂)後に西の方鬼子母神の堂あり、毎月十七日の夜近郷隣邊より夥敷參籠の賑ひあり、同後祖師御説法の堂あり、飛騨内匠建る古き堂なり、右の方門に入り客殿有り、同續庫裡あり、客殿は能き座敷、其奥に寶文庫有り戸前迄は長き廊下を行く戸前有り毘沙門廣目の二立天ちたまふ(著者云ふ、持國毘沙門は運慶の作と寺傳に見えたり)正中山妙法華經寺と號す、土岐氏入道日常上人の開基なり、初祖聖人御附筆の曼荼羅並消息等什物數々あり、毎年七月七日開帳有之、尤も身延と池上とへ相配り昔より一本寺の由、境内廣く堂宇坊舎無双の盛場なり、近來延享年中院家より申出公事の事あり、京都を末寺には立さるも京都よりも祖師の

法華經寺緣起

本たる故支配成かたきよしにて、院家の衆不首尾也し由なり、云々(中略)毎年三月十三日より同十九日まで十月も同じく都鄙ともに參詣、貴賤道俗男女群集する事夥し又二月は千部音樂あり毎年七月十五日相撲あり、近在より集る。

正中山法華經寺緣起

法華經寺緣起として、當山に於て記されたるものあり、予が編述せる山緒沿革と重複のさらひあらんも、本寺の緣起を知るに尤も宜しく、また大に參考とするに足れば左に掲ぐ、
夫れ當山は文永十一年(庚戌)の創建に係る是より先き人王八十八代後深草院の御宇建長五年(癸丑)其の頃蓮祖大士三十二歳にして一宗を建立し就て弘通せんと欲し鎌倉に趣き給ふ茲に富木播磨守常忍鎌倉參勤の爲め船橋の浦より出船す時に旅僧あり懇に便船を求む船師告て曰く是は此れ鎌倉用船にして旅人渡海の船に非らず高祖聞て如何ともすること能はず常忍之れを見て謂へらく船中の閑暇幸に一友を得たりと奴を遣して僧を招かしむ高祖喜ひ給ひ忽ち同船す常忍問て云く僧は何れの國ぞ曰く房洲常忍云はく何宗なりや曰貧道未だ何れの宗たることを定めず常忍云はく此頃日蓮と云ふ者有り諸宗を折伏し唯だ法華の題號を唱ふと子知れりや曰く知れり其説如何四聲書通して破立瓜を裂く常忍駭て曰く子は日蓮に非ずや立て席を薦む高祖曰く子は誰れなりや吾

れは八幡の庄若宮の領主常木播磨守常忍なり道暇來過あらば是れ幸ならん即ち權教を捨て、深く
 高祖に歸依す鎌倉を揖して別る是れ宗建以來受法の最初なり常忍勤仕三十日を経て下總の領地に
 赴くの途次再び高祖を同船せしめ若宮の館に伴ひ鎮守若宮八幡の拜殿に於て二七日の間法輪を
 轉ぜしむ此の時に當り太田乘明會谷教信等忽ち權門を改めて高祖に歸依し則ち宮の西に當りて五
 町計りを隔て、常忍が館あり其館傍に新たに一堂を建立して晝夜高祖を尊敬す村民呼て法華堂と
 云ふ是れ一宗の精舎建立の最初なり高祖大師常木殿に賜はる御書に云く一閻浮提第一の法華堂を
 造りたり靈山淨土に御參り候はん時は申し上させ給ふべしと云云御稱歎の意を遺し給ふ高祖該
 堂に於て說法し給ふこと三七日間開法信受する者多し所謂の柏井念佛の僧道野邊の右京等なり中
 に於て柏井の僧鐘阿彌と云ふ高祖名を改めて首題房日唱と賜ふや忽ち己が權門の寺を改め當山の
 末寺となる則ち今の柏井唱行寺是れなり道野邊右京の子孫も今猶ほ當山檀越たり又一婦人あり其
 の何れより來るを知らず日々會に預り說法を聽聞す有時師に本尊を賜はんことを乞ひ尚ほ法號を
 願求す高祖乃ち曼荼羅を認め名を妙正と賜ひ高祖御手づから之を授け給ふ婦人頂戴し拜謝して去
 る時に衆會深く之を疑怪す中に一人あり竊に其後を逐て其止まる所を試む則ち此を去ると二十町
 許にして千足邑有り此に池沼あり該池の邊りに到て忽ち所在を失す池に臨んで櫻あり該枝に掛く
 る一幅あり之を見れば則ち先きに妙正に賜ふ所の曼荼羅なり因て呼んで妙正が池と云ふ後池の側
 に一叢社を建立し疱瘡の守護神と祝ひ號して妙正大明神と云村民今に至るも往詣崇敬す同年八月
 高祖再び鎌倉に往て専ら法華を弘宣し數々此堂に還て說法すると都て一白座なり加之ならず此

堂に在て歳を迎へ玉ふこと數箇度文永年中に高祖房洲小松原に於て景信が爲めに疵を蒙り給ひ天
 津の宿處に於て療しと雖ども病法の旗を充滿して居に不堪夜密かに通れて市ヶ坂の岩屋に入り岩
 根を枕として一夜を越へ漸く此堂に來て疵を療し年を越て鎌倉に赴き給ふ則ち御血附の五條袈裟
 及所持の念珠今に當山寶庫に納む大凡そ高祖宗建の時道善房義淨房等の大衆に對して四箇の名言
 を立て諸宗を折伏し給ふも一宗の堂舎に在て法輪を轉し給ひしは今の法華堂其最初なり故に最初
 轉法輪の大靈場と號す爰に知ぬ當山は受法の最初、精舎の濫觴、説法の權輿、寺號の發軔、佛像
 彫刻の最始、即ち五勝負具足の根本法華堂なり高祖自ら寺號の本尊を興へて妙連山法華寺の號を賜
 ふ常忍出家の後高祖此寺を讓與して衛護せしむ日常謹て命を受け師跡を扶助して眞俗を教化す
 時に近隣に太田乘明と云ふ者あり一子を高祖に投じて難髮染衣せしむ則ち中老僧日高是なり乘明
 卒して後日高年未だ幾何ならざるに高祖日常に屬して撫育教誡せしむ日常太田館に移り日高を教
 訓して卒に彼の館を改めて精舎となす正中山本妙寺と號す今の中山是なり茲を以て日常規定して
 曰く兩山一寺なりと雖ども法花寺を以て本寺と爲すべしと是高祖の寺なるを以てなり高祖手づか
 ら本門久成の一尊四菩薩を彫刻して之を兩寺に安置す御衣木供養の尊像と云京都本法寺の開山日
 親聖人垣谷妙法花寺本妙寺の本尊は立木の時より黍も高祖大上人加持供養し給ひし名木にて彫刻
 し給ふ佛像なり一閻浮提に本門壽量の教主釋尊を造立し奉る事は最初なりと意を遺玉へり是故
 に衆亦た左右に分離して兩寺の法會を務むること車の兩輪に於けるが如し後法華寺を引て本妙寺
 に合して一寺となし本妙法華寺と云ふ今の正中山是なり引所の堂今尚ほ法華堂と號し其舊地正中

山の東に當り七八丁を隔てたり日瑠此地に於て一町四方の地を構へ中に萬部の經塚を築き高祖の尊像を安置す今の奥之院是なり此を去ること遠からずして日常の廟塔あり此地則ち常公館の舊跡なり是故に當山は宗門無雙の大靈地にして山來當山は往古より同様の災なく伽藍朽損して變革あるも山色愈々靈也

(終)

法系

該法系は當山寶庫中に秘藏せらるる中山歷代譜と題せる貴重なる書に據りて記したるものなれば、俗間にあり觸れし法系とは自らその撰を異にす、

開山高祖 日蓮 大菩薩

第一世 正中山法華經寺初祖 日常上人

承久二年庚辰誕生、永仁七年即正安元年三月二十日寂歳八十、宗祖入滅より十八年目也、本妙寺開山法華經寺の第二祖にして今は法妙寺法華經寺を一寺と爲す、依りて本寺の初祖とす、

第二世 日高上人

本法寺日通師の記云高師廿四歳の時、元祖御入滅也、在位十五年御歳五十三(或五十六云)正和三甲寅年四月廿六日入滅也云々、

第三世 日祐上人

永仁六戊戌年誕生、十七歳の時入院、在位六十年(行業の記別有之云々)應安七甲寅年五月十九日寂歳七十八(已上三代の置文別に在り)

第四世 日尊上人

應永六己卯年九月七日寂七十七歳、

第五世 日還上人

應永二十九壬寅年六月七日寂、七十四歳、

第六世 日薩上人

應永二十九壬寅年十月二日寂、

第七世 日有上人

文安五戊辰年十一月十三日寂、

第八世 日院上人

文龜元辛酉年六月六日寂、八十五歳、

第九世 日靚上人

大永四甲申年二月晦日寂、三十六歳、

第十世 日 侘 上 人

慶長三年戊戌五月廿九日寂、下總國中村檀林に廟あり、歳八十四、

第十一世 日 典 上 人

元和三丁巳年十月十四日寂、長門國萩法華寺に廟有り、(因云、中山歴代譜に贈十一世實は歴代除去也、此師御代靈寶悉紛失、云々、また、此師列歴代者、依中山一山之願、其狀寫本法寺十八世日允代公事書付中に有之云々とあり)

第十二世 中 興 日 統 上 人

天文元年攝津堺津に生る、慶長三戊戌年八月廿七日中山に於て寂す、年六十八、(因に云、此師之時依公命三箇寺輪番始之具如別記、又中山歴代次第自初祖次第する一途如常目中興次第する一途有之不可混亂矣云々と中山歴代譜に在り堺妙國寺兼帶也)

第十三世 日 曉 上 人

日珖上人の上足弟子也、慶長十己巳年七月二日寂六十四歳、京都頂妙寺兼帶也、

第十四世 日 通 上 人

日珖上人の上足弟子にして慶長十三戊申年正月十六日寂す、歳五十八、京都本法寺の兼帶、

第十五世 日 統 上 人

日珖上人の上足弟子にして慶長八癸卯年正月十六日五十五歳を以て寂す、堺妙國寺の兼帶、

第十六世 日 述 上 人

慶長十二丁未年四月廿二日寂、五十三歳、堺妙國寺兼帶、

第十七世 日 因 上 人

慶長十八癸丑年十月廿九日寂、京都本法寺兼帶、(因云此師之時日來押領中山法華經寺被輪番之式故於江府生害、具如別記云々と中山歴代譜にあり)

第十八世 日 慈 上 人

寛永四丁卯年八月五日寂、京都本法寺兼帶、(因云 此師之時訴東照宮追却於日來、頂戴御奉書、再興輪番矣、具如別記、御奉書等在本法寺寶藏云々と中山歴代譜に記す、)

第十九世 日 侃 上 人

寛永元甲子年八月九日寂、京都頂妙寺兼帶、

第二十世 日 忠 上 人

万治三庚子年十月十六日寂、京都頂妙寺兼帶、(因云此間に妙國寺(攝津堺)第四世日

第廿一世 日現上人

善上人を列て爲中興九世惣歴代廿世也、云々、又一書有之是時は日因不入山故除之義也、然るに中山五十三世頂妙寺日啓上人過去帳並に正行院日淵書付之趣日因を列歴代、除日善、今依之耳追考云々と中山歴代譜に記す)

第廿二世 日窓上人

寛永十癸酉年四月四日寂、堺妙國寺兼帯、(因云 此間に本法寺(京都)十三世日芳頂妙寺(京都)七世日瑞贈官也、不列歴代(右者本法寺古書有之)云々と中山歴代譜に在り、)

第廿三世 日龍上人

寛永十二乙亥年五月七日寂、京都本法寺兼帯、(因に云 此師之時山徒企不受不施出寺す、次の龍師入山之上にて佗言有之其書本法寺に在り矣、如別記云々と中山歴代譜に記す、)

第廿四世 日逮上人

寛文九己酉年九月廿三日入滅、京都頂妙寺兼帯、

第廿五世 日長上人

寛文十庚戌年七月朔日寂、堺妙國寺兼帯、

第廿六世 日仁上人

寛永十六己卯年三月十日寂、京都本法寺兼帯、

第廿七世 日演上人

寛文三癸卯年十月四日寂、京都頂妙寺兼帯、

第廿八世 日養上人

萬治元戊戌年十二月十七日寂、堺妙國寺兼帯、

第廿九世 日貞上人

明曆三丁酉年六月十四日寂、京都本法寺兼帯、(因云 中山歴代譜に右日演、日養、兩師之時末寺方本寺違背有之及公訴本山利運に相濟む具に如別記云々とあり)

第三十世 日俊上人

承應元壬辰年九月六日寂、京都頂妙寺兼帯、

第三十一世 日堯上人

延寶三乙卯年十一月二日寂、堺妙國寺兼帯、(因云 此師の依許儀始永輪番本法寺隱居日養永輪番初祖也、具に如別記云々と中山歴代譜にあり)

永祿五壬申年十一月三日寂、京都頂妙寺兼帯、(因云 中山歴代譜に「此師之時山徒企不受不施出寺、其時佗言有之候は、可致免許哉等の往復書狀頂妙寺に有之云々と

記す

第三十二世 日休上人

明曆二丙申年九月六日寂、京都本法寺兼帶、

第三十三世 日威上人

延寶七己未年十一月廿五日寂、京都頂妙寺兼帶

第三十四世 日廷上人

元祿二己巳年八月廿日寂、(因云 此は三ヶ寺歴代に非らざる也、此時先住日威上人示合て永輪番式を破る、具如別記云々と中山歴代譜にあり)

第三十五世 日允上人

元祿壬申年十一月十六日寂、京都本法寺兼帶(因云 此師之時先住日廷之不受不施を諫む、役者、寺僧、徒黨引率して敵對之故及公訴終に日廷退去、役者違流、寺僧追放、其後、誓紙出來す、實有拔群之功、具如別記矣、右哲狀三ヶ寺各通に取收之、云々と中山歴代譜に記す)

第三十六世 日意上人

元祿二己巳年十二月十九日寂、京都頂妙寺兼帶、

第三十七世 日德上人

第三十八世 日秀上人

寛文九己酉年正月十六日寂、京都本法寺兼帶、

第三十九世 日相上人

寛文六丙午年八月二十七日入山、全十二壬子年八月廿七月退山、元祿四辛未年三月十三日寂す、堺妙國寺の兼帶にして、上人七年の間在住、諸末寺の違背あるものを糺明し其他の勳功甚だ多し、

第四十世 日耀上人

寛文十二壬子年八月二十七日入山、延寶二甲寅年三月廿二日退山、寶永二乙酉年十一月二日寂す、京都頂妙寺の兼帶にして、此師の代嚴右院殿(徳川四代將軍)の御台様より當山及頂妙寺へ永紫衣拜領其文今頂妙寺にあり、

第四十一世 日完上人

延寶二甲寅年三月廿四日入山、全年九月十四日病氣に依りて退山、元祿十丁丑年十一月廿日寂、京都本法寺兼帶也、

第四十二世 日純上人

延寶二甲寅年十月十四日入山、全四丙辰年七月十八日退山、全年八月八日寂、本法寺兼帶、

延寶四丙辰年十月四日入山、全七己未年八月廿七日退山、貞享元甲子年九月十七日寂、堺妙國寺兼帶、

第四十三世 日述上人

延寶七己未年九月二日入山、天和辛酉年八月廿七日退山、正徳三癸巳年七月廿七日寂、頂妙寺兼帶、

第四十四世 日匠上人

天和元辛酉八月廿七日入山、全壬戌二年八月廿七日退山、元祿二己巳年六月廿一日寂、本法寺兼帶、

第四十五世 日近上人

天和二壬戌年九月十日入山、貞享元甲子年八月廿六日退山、享保八癸卯年正月廿五日寂、本法寺兼帶、

第四十六世 日要上人

貞享元甲子年九月十一日入山、全二乙丑年八月廿六日退山、寶永三丙戌年六月廿二日寂妙國寺兼帶、

第四十七世 日潤上人

貞享二乙丑年九月廿二日入山、元祿元戊辰年九月廿七日退山、全四辛未年正月廿一日寂、

日寂、頂妙寺兼帶、(因云、地二石四斗、是は古來の高也、日潤代理地修補田地右の高増也、但二石四斗の外依毎年見分可定其高下者云々と中山歷代譜に記せり)

第四十八世 日住上人

元祿元戊辰年十一月十一日入山、全三庚午年十月六日寂、本法寺兼帶、

第四十九世 日妙上人

元祿四辛未年八月廿七日入山、寶永七庚寅年十月十六日寂、頂妙寺兼帶、

第五十世 日嚴上人

元祿六癸酉年九月廿九日入山、全九丙子年八月廿七日退山、寶永二乙酉年十二月十七日寂、妙國寺兼帶、

第五十一世 日行上人

贈祖也、妙國寺兼帶、

第五十二世 日怡上人

元祿九丙子年八月廿七日入山、全十二己卯年九月朔日退山、享保十七壬子年十一月廿九日寂、本法寺兼帶、

第五十三世 日啓上人

元祿十二己卯年九月朔日入山、全十五壬午年八月廿七日退山、享保十三戊申年四月

廿九日寂、頂妙寺兼帶

第五十四世 日亮上人

元祿十五年壬午年八月二十七日入山、寶永二乙酉年八月廿六日退山、享保十六辛亥年十一月十五日寂、妙國寺兼帶、

第五十五世 日達上人

寶永二乙酉年八月二十七日入山、全五戊子年九月八日江戸谷中安立寺に於て寂す、本法寺兼帶、

第五十六世 日等上人

寶永五戊子年八月廿七日入山、正徳元辛卯年八月廿七日退山、享保十六庚戌年正月十二日寂、頂妙寺兼帶、

第五十七世 日圓上人

正徳元辛卯年八月廿七日入山、全四甲午年八月廿七日退山、享保七壬寅年八月廿五日寂、妙國寺兼帶、

第五十八世 日精上人

正徳四甲午年八月廿七日入山、享保二丁酉年八月廿七日退山、元文四己未年二月十六日寂、頂妙寺兼帶、

第五十九世 日禪上人

享保二丁酉年八月二十七日入山、全五庚子年六月廿一日中山に於て寂す、本法寺兼帶、

第六十世 日瑞上人

享保五庚子年八月二十七日入山、全八癸卯年八月二十七日退山、元文二丁巳年十二月廿七日寂、妙國寺兼帶、

第六十一世 日充上人

享保八癸卯年八月廿七日入山、全十一丙午年八月廿七日退山、元文二丁巳年九月十三日寂、頂妙寺兼帶、

第六十二世 日領上人

享保十一丙午年八月廿七日入山、全十四己酉年八月廿七日退山、寶曆五乙亥年九月十三日寂、本法寺兼帶、

第六十三世 日宴上人

享保十四酉年八月廿七日入山、全十七壬子年八月廿七日退山、享保廿乙卯年三月廿九日寂、妙國寺兼帶、

第六十四世 日遂上人

享保十七壬子年八月廿七日入山、全廿年乙卯八月廿七日退山、延享五戊辰五月十五日寂、頂妙寺兼帶、

第六十五世 日明上人

享保廿乙卯年八月二十七日入山、元文三戊午八月廿七日退山、寶曆十一辛巳年五月二十六日寂、本法寺兼帶、

第六十六世 日理上人

元文三戊午年八月廿七日入山、寛保元辛酉年八月廿七日退山、寶曆三癸酉年三月十九日寂、妙國寺兼帶、

第六十七世 日清上人

寛保元辛酉年八月二十七日入山、延享元甲子年八月廿七日退山、全二乙丑年寂本法寺兼帶、

第六十八世 日俊上人

觀如院と號す、延享元甲子年八月廿七日入山、寛延三己巳年四月十三日退山、明和元甲申九月十八日寂、頂妙寺兼帶、

第六十九世 日侃上人

寛延三己巳年四月十三日入山、寶曆二壬申年八月廿七日退山、寶曆庚辰年十月廿一日

日寂、妙國寺兼帶

第七十世 日貞上人

寶曆二壬申年八月廿七日入山、全五乙亥年八月二十七日退山、明和元甲申年十月十四日寂、本法寺兼帶

第七十一世 日淳上人

寶曆五乙亥年八月廿七日入山、全八戊寅年八月廿七日退山、安永三甲午年三月廿一日寂、頂妙寺兼帶、

第七十二世 日巡上人

寶曆八戊寅年八月廿七日入山、全十一辛巳年八月廿七日退山、安永九庚子年十一月廿九日寂、妙國寺兼帶、

第七十三世 日昌上人

寶曆十一辛巳年八月廿七日入山、明和元甲申年八月廿七日退山、明和二乙酉年十一月十七日寂、本法寺兼帶、

第七十四世 日豐上人

本義院と號す、頂妙寺兼帶にして明和元甲申年八月廿七日入山、全四丁亥年八月廿七日退山、全八辛卯年六月十日寂す、

第七十五世 日映上人

明和四丁亥年八月廿七日入山、全七庚寅年八月廿七日退山、天明二壬寅年十一月八日寂、妙國寺兼帶、

第七十六世 日妙上人

明和七庚寅年八月二十七日入山、安永二己年八月二十七日退山、寛政九丁巳年二月十日寂、本法寺兼帶、

第七十七世 日顯上人

智觀院と號し、頂妙寺の兼帶たり、安永二己年八月二十七日入山、安永五丙申年八月二十七日退山、全九庚子年五月十三日寂、

第七十八世 日逢上人

安永五丙申年八月二十七日入山、全八己亥年八月二十七日退山、妙國寺兼帶、

第七十九世 日是上人

安永八己亥年八月廿七日入山、天明二壬寅年八月廿七日退山、全六丙午年四月六日寂、本法寺兼帶、

第八十世 日賢上人

玄收院と號す、頂妙寺廿八世の兼帶にして天明二壬寅年八月二十七日入山、全五乙

巳年八月二十七日寂す、

第八十一世 日逢上人(再住)

天明五乙巳年八月廿七日入山、全年十一月十二日方丈に於て寂す、

第八十二世 日道上人

天明五乙巳年十二月二十七日入山、全八戊申年八月二十七日退山、本法寺兼帶、

第八十三世 日賢上人(再住)

天明八戊申年八月二十七日入山、寛政三辛亥年十一月二十七日退山、文化十三丙子

年正月朔日寂、

第八十四世 日道上人(再住)

寛政三辛亥年十一月二十七日入山、全六甲寅年八月廿七日退山、文化五辰年八月十七日寂、

第八十五世 日虔上人

寛政六甲寅年八月廿七日入山、寛政九丁巳年八月廿七日退山、妙國寺兼帶

第八十六世 日到上人

貝理院と號す、頂妙寺の兼帶にして寛政九丁巳年八月廿七日入山、寛政十一年六月廿一日圓福寺に於て寂す

第八十七世 日相上人

眞如海院と號し、本法寺の兼帯たり、寛政十一未年九月二十七日入山、享和二戌年八月廿七日退山、文化五辰年六月十七日寂す、

第八十八世 日領上人

堺妙國寺の廿八世兼帯にして、享和二壬戌年八月廿七日入山、文化元甲子六月十八日寂、

第八十九世 日近上人

頂妙寺三十二世兼帯にして了光院と稱し、文化元甲子年八月廿七日入山、全四丁卯年八月廿七日退山、文化七年八月廿九日寂、

第九十世 日選上人

本法寺四十世兼帯にして文化四丁卯年八月廿七日入山、全七庚午年八月廿七日退山、文政二己卯年正月廿四日寂、

第九十一世 日顯上人

權僧正法印に任ぜられ玄々院と稱し、妙國寺廿七代の兼帯、文化七庚午年八月廿七日入山、全十丙酉年八月廿七日退山、文政二卯年三月廿五日寂、文化壬申年仁王門の荒破を嘆じ公廳の許を受けて新たに三門を經營す、

第九十二世 日愼上人

本源院と稱へ文化十丙酉年八月廿七日入山、頂妙寺三十三世の兼帯にして全十三子年八月廿七日退山、全六未九月七日寂す、撞鐘を再興す、

第九十三世 日利上人

寛弘院と號し本法寺四十一世の兼帯たり、文化十三子年八月廿七日入山、文政二卯年八月廿七日退山、全十丁亥年六月十八日寂、該代大堂銅家根を修復せらる、

第九十四世 日遂上人

正進院妙國寺廿八世の兼帯にして文政二卯年八月廿七日入山、全五壬午年八月廿七日退山、全六癸未年正月十三日寂、大客殿の家根葺替その他大堂に至る間敷石を据えらる

第九十五世 日亮上人

頂妙寺第三十五世の兼帯にして勝心院と號し、文政五壬午年八月廿七日入山、全八酉年八月二十七日退山、當代に於て鐘樓及大井戸屋形を再建せられ其他修復際限なく一山に盡せし効勞少からざるものありき、

第九十六世 日要上人

本法寺兼帯四十三世にして文政八酉年八月廿七日入山、全十一子年八月廿七日退山、

當代に於て大堂、小客殿、法華堂等の惣修葺せらる、
第九十七世 日輝上人

妙國寺二十九世兼帯にして順正院と號し、文政十一年八月二十七日入山、天保二年卯年八月二十七日退山、全三辰年七月廿六日真間山塔中に於て寂す、

第九十八世 日亮上人(再住)

天保三辛卯年八月廿七日入山再住、今年十月六日より廿日に至る十五日間宗祖の五百五十年遠忌大法會を修行し一山の門末皆焼香登山す、天保三壬辰年九月十五日御祈禱所の台命を蒙る、天保三壬辰年十一月晦日武州川口宿に於て撞鐘の鑄直し成就し、全四巳年六月廿日より廿二日迄三日間撞初供養の大法會修行、後ち月を経ざるに又々破損したるを以て天保五甲午年六月廿五日千葉郡鹽田邑に於てこれを鑄、全七月十五日撞初の式を擧ぐ、即ち當代に於て兩度の再興にして、實に全上人自力の成就といふ、全五甲午年八月廿七日退山、全十二丑年正月二十四日頂妙寺に於て寂す、歳六十九歳、

第九十九世 日榮上人

本法寺四十四世、玉樹院と號し、天保五甲午年八月廿七日入山、全八酉年八月廿七日退山、天保十四癸卯年十月十三日谷中安立寺に於て寂す、壽七十五歳、

第一百世 日任上人

妙國寺三十世、本章院と號し權僧都に任ぜらる、天保八丁酉年八月廿七日入山、全戌年三月十日西御九焼失全、亥年正月十三日西九移徙の祈禱を仰付けられ四月二十七日移徙相濟み、法華堂に於て高祖已來說法一萬座成就供養につき諸尊を初め残らず修葺、尙ほ大堂、高祖殿内陣廻り順彌壇兩脇佛壇合天井等、皆極彩色を施しまたは塗直しを爲し且つ寶藏、宮殿、御厨子四つ、前机燈籠臺二つ、反り橋、堂唱堂等を修葺し常題目の再建等功績頗る多し、天保十一庚子年八月廿七日退山、

第一百一世 日導上人

頂妙寺卅七世兼帯にして本覺院と稱し、天保十一庚子年八月廿七日入山、全十四癸卯八月廿七日退山、

第一百二世 日遵上人

本法寺四十五兼帯にして本孝院と稱し、天保十四癸卯年八月廿七日入山、弘化三丙午年八月廿七日退山、安政五午年正月十二日寂、

第一百三世 日英上人

妙國寺三十一世の兼帯にして真心院と稱し、弘化三丙午年八月廿七日入山、嘉永二丙午年八月廿七日退山、慶應元七丑年五月六日寂、

第四百世 日導上人(再住)

嘉永二丙年八月廿七日入山再住、全三戌年十月十七日寂、

第四百五世 日正上人

本法寺四十六世兼帯にして嘉永三年戊十二月十日入山、全七寅年八月廿七日退山、
安永元寅年(この年改元)十一月十二日本法寺に於て寂す、當代に於て大藏堂、書院
奥向等の新規建替あり、

第四百六世 日泰上人

妙國寺兼帯にして安政元寅年八月廿七日入山、全四己年八月廿七日退山、慶應元乙
丑年一月九日寂、

第四百七世 日穩上人

頂妙寺兼帯にして安政四己年八月廿七日入山、萬延元庚申年八月廿七日退山、文久
三亥癸年七月八日寂、

第四百八世 日習上人

照孝院と號し本法寺兼帯にして萬延元庚申年八月廿七日入山、文久三癸亥年八月廿
七日退山、明治元戊辰年十月四日本法寺に於て寂す、

第四百九世 日謁上人

本頂院と號し妙國寺兼帯にして文久三癸亥年八月廿七日入山、元治元甲子年七月十
七日六十一歳を以て當山に於て寂す、

第五百十世 日正上人

頂妙寺兼帯にして元治元甲子年九月廿七日五十七歳を以て入山し明治元戊辰年九月
廿七日退山、明治三庚午年六月十七日松田妙法寺に於て寂す、

第五百十一世 日貫上人

照道院と稱し本法寺兼帯にして明治元戊辰年九月廿七日入山し、全四辛未年八月廿
七日退山、全十一年十一月三日生國備後國に於て寂す、

第五百十二世 日因上人

本良院と稱し妙國寺卅七世の兼帯にして明治四辛未年八月廿七日四十四歳を以て入
山し全九子年十一月廿一日退山、全三十二年十一月廿二日池上に於て寂す、此代よ
り輪番の制を廢せらる、

第五百十三世 日照上人

本融院と號し頂妙寺兼帯にして明治九年十一月七日千葉縣辭令を以て住職を申付け
られ(時に年五十九歳)全十一年七月十五日寂す年六十、

第五百十四世 日繼上人

明治十二年入山し、全三十二年三月池上本門寺へ轉ぜらる、
第一百十五世 日顯上人

妙修院と稱し、明治三十二年四月十五日入山、全年八月三十日遷化、年五十九歳、
第一百十六世 日運上人

當代にして慈妙院と稱し大僧正たり、明治三十二年十月廿八日七十三歳を以て入山、
本法寺五十世住職明治廿一年退職隱退の身たりしを本山の住職とならる、傍ら七十
七歳の高齡を以て日蓮宗管長の激職に従事せられ本宗の隆盛發達を企圖せられつゝ
あり、尙ほ貫主現下を芝二本榎の日蓮宗々務局にたつまゐらせしり左の歌をたに
さくに認めて示されたり、よりにてこゝに掲げ置く。

ことし明治三十あまり六とせの一月一日、日蓮宗管長たるを以て參内し、二重橋
を渡り、かしこみくして 天皇陛下に拜謁したりしは、まことに幸ある限りな
れと、いさゝか其事をことほぎてよみ侍る

我身けふ法の長なる名をば得て高き雲井にのぼる嬉しさ
尙喜壽の祝によめるとして示されたる

七十に七とせそへし喜びも身にあまりあるけふをはしめに

遺蹟及勝地

これより本山中に於ける諸遺蹟と勝地及び諸建築物の案内を爲すへし

三 門

中山停車場を出て北に向ひ總門を入りて更らに進めは、巍然として雲間に聳ゆるもの、これを三門
と爲す、文久元四年本山第四百十四世久保田日龜上人の再建にして、全師は實に本山の頽敗を憂へ憤
心勇起諸堂の修繕再興に盡力し、傍ら境内の風致上にも心を注ぎ、大に面目を改めたれば、今尙本
山の中興なりとて、皆人の感謝しつゝある處にして、師今や池上にあり、不幸大方丈の回祿の災に
遇ひ、またくこれが再興に盡碎せらる、其勞まことに察すべく、宗祖か遺跡の再興保存に熱心な
り、一宗の人また決してこの恩を忘るべからず、著者又大に全情を表する所なり、

龍淵橋

山門を入りて五重塔の方に進むところに一小橋あり龍淵橋といふ、明治廿年四月の架設にして、施
主は横濱の新居國太郎なり、兩側に二本の石門を立つ、右の方は「千樹深寂世緣山鐘鳴度壽藍天」
と記し、左の方は「境幽溪遠壑猶暗橋下未雲臥龍淵」と題す、日龜僧正の筆にして、本願人は沼津
三島兩驛の有志中、工費一式の寄附者は横濱の新居國太郎の母留與女にて、このあたりの、名物は

盤に蛙なり、

五重塔

三門を入りて突き當りにあるは、即ち是有名なる五重塔にして、文和八壬戌年七月第十八世日慈上人の創立なり、當代濱日運上人は、これが修繕に熱心し、幾多の若心と努力を費やし給ひし甲斐ありて、今や大に其効を奏し、幾段の美彩を放ち、丹紅翠碧綠林の間に隠見する様、まことに崇高の感を抱かしむ、因に云ふ五重塔の縁につきては松原智圓、石川貞圓の兩氏また營繕係りとして山主を補け専心盡力せりといふ、是亦其効勞を没却すべからず、特にこゝに記して讀者に告げ置く。

祖師堂

本山境内に於ける建築物中、尤も宏壯輪煥たる堂宇を祖師堂と爲す、即ち五重塔の左に當り、巍然として聳ゆるもの是にして階段を登ること九級、正面に『德輝殿』と題せる額を掲ぐ、久保田日龜大僧正の筆、堂は十三間四面にして、元祿十五年六月、當山第五十三世日啓上人の創立にかゝはる室内金光燦然たる御厨子には、宗祖日蓮聖人の靈像を安置し、寶帚、燈籠爛然として人目を驚かし佛什法器一として鮮麗ならざるはなく、若しそれ室内に入りて跪座禮拜せんか、誰か肅然襟を正して合掌讀誦、宗祖が高徳を仰がざるものあらんや。

星の井

祖師堂の前にあり、清冽たる水混々として涌出し、しかも四時盡くる事なく、宗祖日蓮聖人御自用井の遺蹟として今尚丁重に柵をめぐらし、素りに俗者の窺ふをゆるさず、現住濱日運上人歌あり。

大僧正日運

星の井の水にあらへは濁る身も

くもりはれゆくこゝちこそすれ

ほしの井を汲みあらためて若水に

千代の面影うつしつるかな

星の井の清らかなるに濁れる身を洗ひて邪心を拂ひ、若水を汲むて千代の齡を契り給ふの逸興、さこそと忍ばるゝになん。

鼓樓

萬治二亥年十一月當山第三十三世日威上人の創立にして五重の塔の傍らにあり。

刹堂

刹堂又鬼子母神堂といふ、法華堂の南に在り、後ろに山を控へ前に龍王池を望み遙に田園を望見し

幽邃閑雅の處にて、朝な夕な題目の聲長閑に、歸仰者の熱心なる何となふ靈氣身邊を繞ぐるの心地せらる、堂は五間四方にして鬼子母神像を安置す、この堂は昔三代將軍の時鎌倉に在りしものを後此地に移したるもの、名人の作る處（左甚五郎といふ、如何にや）堂に墨繪の龍ありしがこれが爲め近邊の池水は如何なる大旱魃にても乾く事無かりしが近代この龍を書きたる板を塗抹せしため池水時に濁する事ありと傳聞せり、此事正中山縁起にも記載しあり、本尊の鬼子母神像は祖師の御作なるが故今は寶庫中に安置さる、正前に鬼子母神と題せる額を掲ぐ、法鏡寺の宮の御筆なり。

法華堂

一に四貫堂と稱す、刹堂の北に在り、堂は東に面す、開山日常上人（俗稱富木播磨守胤繼）宗祖に歸依し、己が邸宅内に一字を建立し、高祖を請じて百日の説法開筵を願ひたる、所謂宗祖最初の轉法輪の靈跡なり、正中山縁起に「大聖百座御說法被遊處若宮中處也、今者大聖人御石塔有仔細堂今地引給也」とある是にてもと（若宮は富木氏の邸宅所在地）にありしを今の地に移したるもの（移轉の年時は何時頃なりしか詳ならず、正中山縁起は延享四年四月中旬の筆と卷尾に記しあれば勿論此以前なるべし）堂は五間四面にして正面には青地に「妙法花經寺」と題せる額を掲ぐ即ち光悦の筆なり。

龍王池

刹堂の南、本行院に往く道の左に在り、翠綠たる水涵るゝことなく、濁りに染まぬ花蓮は池中にそが清香を競へ、夏のゆふべ白露葉上に轉々し、涼風おもむろに袂を拂ふ、一度び池畔に立て道邊すれば、爽快の感忘れ難かるべし、中央に小島あり、祠中には八王龍王を祀る、池中多く靈龜遊べり即ち日運僧正歌あり。

大僧正日運

龍王池に龜の浮べるを見て
浮ひ出て巖にあそぶれ龜は
動かぬ御代のためしなるらん

宇賀神社

徳川家鬼門際のため建立せるものにして、三間四方の葵葺の社なり、建設の年時未だ詳ならず。

遠忌塔

宇賀神社の側に宗祖の遠忌塔三基立てり、右なるは五百年遠忌塔にして、中央は五百五十年、左のは六百年の遠忌念塔なり、

泣銀杏

巍然たる祖師堂を左に見、古色蒼然たる五重塔を前に見て、更に右に向つて歩みを運べは一小堂あ

り、是即ち駒形堂にして、そが傍らに老幹壽乎として生ひ繁り、枝は途中より二たつに分れ、天を掩ひ樹蔭爲に暗きを覺ゆる公孫樹を見るべし、これ千歳の後までも今尚ほ子輩をして全情の涙に咽ばしめ、酒然この處を去るに忍ばざらしむる名樹にして、實に一宗の逸話として傳ふべきの價値あるものなり、今少しくこれを語らん哉、頃は弘安元年十月高祖の御忌辰に相當しければ閻宗の長幼いづれも故師の熱き情を忍ひつ嚴かに法筵を開き奉らんと池上本門寺に相聚る、時に伊豫阿闍梨日頂上人は、資性剛毅篤實にして慈孝の志厚く殊に幼時親しく高祖に侍し撞愛また比ふ者なかりしが護法の念もまたいと深く、たましく相州にありて、單身權宗の某僧と院を賭して法論を戦はし、連日にして未だ決せず、上人時にこの報を得て心池上に飛べとも論戰正に酣にして遂に至ること能はず、況んや法會の故を以て法論を中止せんか、敵は是を以て敗せりと嘲るべく、さりとて法論のため大會の席を空うせば師恩に遠く憾あり、往なんか、否、止まらんかあらず、進退こゝに谷り、遂に胸中萬斛の涙を湛へ意を決して法の爲めに殉せんといよくますく意氣堅昂敵を衝いて論戰に勝ち法譽忽ちにして隆々たり、去れどあはれ此時までに池上の法要は終はりを告げぬ、於茲頂師慈然として當山にたどりつき其狀を具さに訴へ罪を謝さんとす、慎重にして謹嚴なる慈父日頂上人は大に怒つて遂に愛子に逢はず、年老し者にてすら、急ぎ來りて御法要を營みしを、問答に托して遅れ參すること、師に對して此上の無禮やある、況や問答は他日幾回にても爲し得べく、高祖の御忌はまたと重ねてあるべからず、報本反始は萬世の大道、些々たる功名何どかこれに替るべき、汝不知恩の非道者、決して目通り叶はずと嚴平として申聞けられ、頂師は爲めに頭を地に垂れ、ひた泣

遺蹟及勝地

きに泣きて罪を謝すれど、父上人は是を容かず、大聲叱呼遂に頂師を門外に逐出し、堅く門戸を閉ざしめ勘當せられき、今は頂師も詮方盡き悄然として門外にたゞすみ、はふり落る涙拂いもあらず尚ほ罪を謝してやまねど、慈父なる人の御聲もきこえず、日はいよく西山に傾き、夕暮告る鐘の音も絶えくく、寒さは肌を裂きて骨に沁み、もの凄き月影は空中に横はりて、四邊の光景慘憺たり、流石の頂師も得堪えずやありけん、四方を見廻せば銀杏の太木あるに心つき、しばしこゝに宿借りて夜露をしのぎ、懸ての赦免を待つ可しとたどりつき、此經難持の偈文を誦し、夜もすがら樹をめぐりて痛哭しつゝ、ひたぶるに罪を謝すれど、院内は静寂として答ふるものなく、寒さはますます酷しく、露に濡れし衣は氷りて板の如く、膚は紫色となり、泣聲さへも潤れ枯れとなり、魂魄も消えなん許り、かくて三日、五日、七日、と日數經ると雖、慈父上人は頑として當初の意を離れさず、諸老師もこの事を聞き、或は自ら馳せ參じて罪を謝し、或は使を走らして赦免を乞ひしかど、慈父上人は尙これに應ぜず、曰はく大聖人この世に御座さば知らず、假令如何なる人來ますとも、常忍この世に在る間は、勘當赦免ももひもよらず、不憚なれども愛にひかされ、今日頂をゆるしなば、即ち千歳の不孝をゆるすものなり、大聖人の聖托に背き、後の世迄も不孝の道をひらくに忍ばずと、果ては暗涙を吞ひて瞑目し給ふに、諸老師もこの義に篤き嚴責に言葉をかへさんやらもなく、涙なからに此旨を頂師に語りければ、頂師始めて慈父上人が深き意味ある譴責に豁然として悟る處あり、やつれし面に微笑を浮べて、われまた千歳不孝の者を戒めんために甘むじて勘當を受け申さんと、涙を拭ひて、遙かに慈父上人の方を伏し拜み、いつくともなく姿を隠し給へしとぞ

あはれいかて世の人此事をきかば、慈父なる人の心の内、子なる人の心の内、おもひはかるだに涙の種ならずや、兎角古聖人はかゝる義に重きを置くが多かりき、よくこの事蹟を繰り返して、深く考へ給ふあらば、また得る處無からましかは、葛飾志にこの泣銀杏の事を記せり、併せ掲げ置く文に『又此地中に泣銀杏といふ銀杏の木あり、これは真間口頂上人は日常聖人の子なり、久しく勘當を得て恩顔を拜する事能はず、此所へ來りたまひても更に對面なきゆへ、此いてうの木の下に幾回も哭て歸りたまひしとなり依りて此樹を泣銀杏と名付けしとぞ』云々と。

本院

本院は宮殿の西に在り、法華經寺請願巡査派出所前の道を北に向け進めば、即ち大玄關にして、右と左に『受付所』の標札を掛く、先づ左の受付所に入り、廊下を左折すれば、學徒の教室三室あり、温容春の如き教師懇ろに教鞭を採るを見る可く、書院は明治十四年當山第百十四世日龜上人の再建にして、最初創立の年時詳かならず、客室亦全代の改造にして、事務寮、山主の居室、小書院等は明治廿年全上人の創立にて、こゝを過ぎて更に右折すれば即ち

新座敷

にして、室は二たつに分かれたれ、一は畳十五枚、一は全十二枚を敷く、室内極めて風雅にして、金泥の襖には、優美なる花鳥の繪を畫かれ、些の俗臭なく、次ぎは

對面所

にして、上座は畳十二枚を敷き、下座は三十五枚を敷く、正面の床には古雅揃すべき香爐を置き、名匠の密畫に成れる珍幅を懸け、四季折々の草花を、花籠に投げ挿しにしたる、中々に風情あり、こゝは貫主親ら來客に接する處、茶りに衆人の入るを許るさむるなり

方丈

は對面所の傍らに在り、室は都合三つに分ち、是亦洒洒たる庵室なり、扣間は茶所に當てられ、他の二間は小庭の方に面し、閑靜にして風雅を友とするに宜しく、さては親しき友とうち集ひて、懐舊談に餘念なき貫主が面影は、常にこの庵室に於て見るを得べし。

靈秀園

對面所の前面にあり、大蘇鐵のある邊りより小池ありて、こゝには耕鯉金魚の數々遊泳し、藻屑の生ひたるなど中々に眺め飽かず、四邊の深苔は恰も茵の如く寂だる奇石怪石は壘々として點在し、其間疎梅横はり垂柳なよよとして生ひ立ち、四季ありくの珍草異花は各々其色香を競へ老杉古松は四邊を圍み靜寂たる風致まことに塵外にあるの思ひあらしむ、園は久保田日龜僧正の丹誠に依れるものとか、著者たま／＼本山に出頭し本園の雅致あるに嘆賞措かず、かゝる園生のかなどか雅名

なかるべしやほと、しばしこれを問へとも未だこれが良名を得ずと、そは頼屋しからず予かこの書を編むまでには必ず命名して知らしたまへと申せしか、後ち役僧諸師は何とかいへけん名を撰みて貫主日蓮僧正に示したりしに、貫主はこれを排けて曰く彼の園生は日蓮僧正の丹誠のかたみなれば宜しく僧正が雅號に因みて撰むべしと遂に日蓮僧正が靈龜と號するに因み靈秀園とは名付けしとかや、貫主日蓮僧正が優心のなつかしくまた不肖いさゝかこれに携われる縁りもあればこゝにわざと其仔細を記し置く、文に達し詩歌に長せるの雅人、もしこの園に道進せば各々吟詠の勞を惜しむなかれ、因に云ふ、本誌巻頭に掲げたる靈秀園の口繪は、詞友齋藤紫白氏の撮影にして、中央に立てるは安世院主松原師にして、左は本行院老師、大蘇鐵の下にあるは小生なり紀念のため記し置く。

寶藏

本院北鬼子母神堂の後ろにあり、本尊に於ける重寶物を秘藏する處にして、最初建築の年時は詳ならず、後文久元西年八月本山第百〇八世日習上人の時再建し近年更らに煉瓦を以て建設修葺せり、靈寶は世人の普く知る如く、實に一宗の重品たるのみならず、天下の逸品として保存するに足る、しかも是等のものは毎年八月七日八日の兩日午前八時より衆人の觀覽をゆるす、よろしく一見を乞ひ置く可きものなり。

靈像

本山にある靈像中重なる者は△祖師の御影にして宗祖存生中日朝上人中山へ度々詣て、親しく其影をうつしまゐらせしもの、今尙ほ本堂に納めあり、△宗祖の木像は、日常上人の自作にして、今常院殿にあり、△釋尊の像は、宗祖親しく加持祈禱の上作られしものにて世に御供養の御本尊と稱す、其他△大黒天の木像あり、是又宗祖が親しく刻めるものにして、本書口繪に其像と宗祖御自らの諷狀とを掲げたれば參照せよ△宗祖が日常上人の影を刻み、日常上人また宗祖の像を刻める兩牀は、是亦重寶中の重寶として本山に秘藏する此他群多あれども略す。

古文書

寶藏中に秘せらるる古文書の多くは、假令ば、立正安國論、顯知論緣起、三教旨略抄(巻尾に宗祖が幼年のあり戯れに書かれたる奔馬の繪あり、これによりていかに宗祖がをさな心にも馬を好かれしかを知るに足るべく、弘安五年九月十九日宗祖が波木井殿へ「またくりげの御馬はあまりおもしろく覺え候程に、いつまでも失ふまじく候」と消息せりしことなどおもひあはさば、いやか上にゆかしき心地す、)及び諸種の消息、不老不死の曼荼羅の如き、一として宗祖が靈筆になれるものならざるは無く、また本誌由緒沿革中に引用せる千葉貞胤等の寄進狀山の如し、是亦靈像と全しく八月七日八日の拂虫會に際し庶人の拜觀をゆるさるゝなり。

遠壽院

遠壽院は山門を入りて左側に在り、即ち當山根本所禱法を高祖聖人より日常上人へ傳へられ、今尙連綿として修法の道場にして、俗に云ふ荒行堂と稱する堂はこの院内に在り、而してこの寺院の門外に智泉院ありて、門内は法華經寺を攝受するの寺、門外は折伏の寺と爲し攝受折伏の門として全派内に重きを爲せり、さて予はこゝにこの行につきて聞きたる事を記し見んに、古來は智泉院に一人、遠壽院に一人の行を爲さしめ兩院に豫備各々一人つゝありて萬一疾病等ありて行に堪えざる時は豫備者直ちに行堂に入り、各々寒三十日を中心として前後一百日の行を修せりと云ふ、後ち智泉院は廢寺と爲り以後遠壽院のみ存し智泉院は名目のみを存せりといふ、而して現今またこの行法盛んにして、こゝに入りて祈禱法を受得し験者と爲りて護法扶宗救世濟民の法善たらんとする者多しといふ（因云ふこの験者となるには準講師以上のものにあらざれば入行を許されざる規定なりと）さてこの入行悉なく五回を終はりたる者を悉傳とし、當山の住職を正傳師とし、遠壽院住職を副傳師とすといふ、而して當山住職たるものはよし八十九の高齡を重ねし老僧といへとも十一月一日入堂し二月十日出堂する、所謂百日の行を遂げたるものならずむば決して住職となるを得ず、かくして祖師の眞秘を拜し始めて正傳師と爲るこれを古來の山規なりとぞ、現山主日蓮大僧正の如きも、七十三歳の高齡を以て、この荒川堂に入り修法せられたり、まことにその勇まじき様、憎夫をして憤起せしむるの概あらずや、左に全上人が入行の際詠せられし御國振二首を紀念として不肖著

者にたまはりしものあれば左に掲ぐ。

あつれ明治三十二年十月中山へ晋山し、その年十一月より行僧とにも七十三の高齡にて荒行堂へ入瓶水加行せし時よめる

おこなふは粥をすゝりて水冠り

法のためにはなにかいとほん

菰をしき粥をすゝりて水冠り

身にあふつみを洗ひすゝがむ

左に現今の加行規則と書式を掲げて参考に資す。

加行傳規則

- 一 加行志願者ハ特ニ護法扶宗救世濟民ノ法器タルヲ以テ自任ベクシ
- 一 加行志願者ハ特ニ信念堅固ニシテ妙經全部精熟練ノ者タルベシ
- 一 加行志願者ハ身體強健ニシテ且ツ六根具足ノ者タルヘシ
- 一 加行志願者ハ現住職者ニシテ僧階准講師法騰廿年世壽卅年以上ノ者タルベシ
- 一 但シ僧階權僧都以上ニシテ現在職者ハ法通世壽ヲ同ハズ又現在職ニシテ再行以上ノ志願者ハ尙階世壽法騰ヲ同ハス
- 一 加行志願者ニ別記書式ニ準シタル願書履歷書ヲ調製シ録司及ヒ地方取締へ各一通ヲ納付シ更ニ三通ハ地方取締ヲ經テ八月廿一日ニ中央取締へ進達スヘシ
- 一 但シ初行者ハ第一號書式ニ再行以上ノ者ハ第二號書式ニヨルヘシ
- 一 加行志願者ハ地方取締ノ指揮ニヨリ内規ニ準シテ義務納金スベシ
- 一 加行志願者ハ其年十月廿八日午前十時如法衣着用ノ上必ス常師恩會ニ出席スヘシ若シ當日出席セサル者ハ其年入行ナラサス

一 加行志願者ニシテ認許ヲ得タル上ハ加行中ノ疾病事故ニ係ル身分引受人ヲ千葉縣中山附近若クハ東京市内ニ於テ相定メ本人ト連署ヲ以テ第三條様式ニ憑リ別ニ引受證書ヲ中央取締ニ差出スヘシ

一 加行者ハ加行中總テ導師及ヒ先輩ノ指揮ヲ遵奉スヘシ

一 加行者ニシテ不信不敬其他不都合ノ言動アリト認ムル時ハ退堂ヲ命セラル、コアルヘシ

書式(用紙ハ美濃紙十二行罫字體ハ楷書)

一 履歷書ハ宗則書式ニ準シテ認ムヘシ

但シ再行以上ノ志願者ハ更ニ修法履歷ヲ加フヘシ

【第三號】 加行願書

何府何國何郡何町何村何寺住職 名
 姓
 生年月日
 本人
 何府何國何郡何町何寺住職 名
 姓
 法類總代 僧 姓
 同
 地方修法取締僧 姓 名印
 正導師僧階姓名殿
 大本山法華經寺住職

大木山法華經寺住職
 正導師僧階姓名殿

【第二號】 再三四五行願書

何府何國何郡何町何村何寺住職 名
 姓
 生年月日
 何府何國何郡何町何寺住職 名
 姓
 法類總代 僧 姓
 同
 地方修法取締僧 姓 名印
 正導師僧階姓名殿
 大本山法華經寺住職

加行傳規則 (三五)

私儀志念力増進ノ爲メ一百日間加行住度尤モ加行規則等堅ク遵守可仕候依テ法類總代連署ノ上履歷書相添ヘ此段御願申上候條御許可被成下度候也

年月日

大木山法華經寺住職
 正導師僧階姓名殿

何府何國何郡何町何寺住職 名
 姓
 生年月日
 何府何國何郡何町何寺住職 名
 姓
 法類總代 僧 姓
 同
 地方修法取締僧 姓 名印
 正導師僧階姓名殿
 大本山法華經寺住職

【第三號】 引受證

右者今般拙僧儀入行中疾病等ニ關スル一切ノ事故ハ運署ノ者ニ於テ引受可申此段保證仕候也

年月日

何府何國何郡何町何寺住職 名
 姓
 生年月日
 何府何國何郡何町何寺住職 名
 姓
 法類總代 僧 姓
 同
 地方修法取締僧 姓 名印
 正導師僧階姓名殿
 大本山法華經寺住職

正副傳師御中

引受人俯附

姓名印

而して右の行法終れば、左の願書を日蓮宗管長に出し修法の免許を受け、こゝに始めて真正の行者となるを得。書式左の如し

願書
担僧儀今般正中山加行堂ニ於テ一百日間自行成滿仕候ニ付キ以後化他布修之儀御許可被成下度此段奉願候也
年月日
何縣同國何市町何村何格何寺住職
僧階 姓名
管長大僧正 殿
前書木願之通相違無之候也
法華經寺住職
正傳師 某
遠寺院住職
副傳師 某

維新前に於ける免許狀は左の如くなりき。

許狀

夫吾由御祈禱者從 蓮祖大士而授日常聖人之大秘法而實爲千金莫傳之一大事候于爰了玄院日義今般於于當山成就一百日行法候依之件之秘法令直傳相承卒自今於何方而不可當流御祈禱修行妨有之者

也仍而如件

天保元未年二月

本化傳道根本相承所 中山 遠 壽 院 印

こは當院に於ける免許狀 扣より了玄院日義なる人の免許狀を著者の謄寫し來りしものにて以上は行法に就きての記事なるが、是より

現況

につきて記さんに、先づ本院の正門の標札に記されたる「日蓮宗録所」といふ文字を見つゝ門内に入れば左には△墨染櫻 と名付られたる老櫻古苔白く蒸し、何時の世誰がすすみに植えたりけん名さへゆかしく春風融々たるの時艶なる花の咲きみだれたる、いかにやさしかるべき、さては該老櫻の傍らには△太田家の墓碑 あり、これを見つゝ正面に進めば△鬼子母神堂 にして、荒行堂の額を掲ぐ、内に入れば又正面に當代村雲日榮尼の書ける「鬼子母尊神」と題せる金文字の額あり思の字を見育といふに關聯して認めるもをかし、左右の杉戸には牡丹に獅子のたはぶれたるさまを書けり、筆者詳かならざれども、筆の蹟凡ならず、雅韻掬すべし、天井には黒繪の雲龍あり、正面厨子に鬼子母神像を安置す、厨子の前には、行堂結社(群馬)本所結社、深川三力結社、八丁堀 勝行結社、深川女人結社、長島山結社、横濱會式結社等の行堂結社の札を掲ぐ、堂の内部は鮮麗優雅にして塵一點を止めず、院主の生平も忍ばれてうれしく、中に墨十二枚を敷けり、堂を

辭して更に歩を回轉らし左に進めば即ち△方丈にして、玄關の傍らにはめざましき許りの大藤鏡あり、玄關を入れば右の一室疊十二枚を敷ける、是院務を司る室にして、數名の役僧各々熱心篤實に事務を處理しつゝあり、次ぎなる室は弟子部屋にして、更らに奥に進めば廣やかなる一室、右には廣潤なる庭園を扣へ室内極めて高尚優美にして、これを院主の書室なりける、離座敷は西にあり、是亦廣大瀟洒たる居室と爲す、即ち珍客の引見所なり。

荒行堂

は、鬼子母神堂の右、方丈玄關の左方の正面黒塗の柴戸を開き、これより入りて西の方に向ひ更らに右に廻轉すれば『行僧の外素りに入る可からず』との制札あり、是即ち荒行堂中の初行堂にして、中には疊三十枚を敷き正面に鬼子母神の黒牀の龍像あり、高さ六尺有餘にして一見古色蒼然として尊嚴犯すべからず、堂の南には行僧の行を爲すべき石の水壺二個（壺には一道清淨の四字を刻す）を供へ、席はたゞきにして側に大きな井戸あり、この井の水は十一月の一日より二月の十日に至る間使用するのみにして、平常これを用ひされとも決して水の濁ることなく、清冽にして、毎年四五十人の行者これを使用すれども絶て水の涸れたることなしといふ、水壺の前に咒文あり、文中下の如き句あり、曰はく『仰願天地清寧、妙法廣布、今上皇帝、寶祚長窮、國家安全、萬民快樂、遠近極越、現當願滿云々』と、以て其一般を推知すべし、この傍らに炊事場あり、初行堂の前に第二行堂あり、疊廿枚を敷き、その上に五行堂あり、疊十枚を敷く、而して行中は荒蕪の

上に座し粥に梅ぼしを用えて一百日の苦行を重さね、到底尋常人の企て得べきにあらず、さて第一荒行堂に安置せる鬼子母神像の兩側に左の聯を掲ぐ

右 寒水白粥凡骨將死

左 理懺事悔聖胎自生

と眞狀これを以て推知し得べし、今本山八十三世日賢上人の書かれたる棟札に依りて案するに明治初年焼失前の本堂は、寛政二年に改築されたもの、如し、曰く

坊屋宇破壊 將頽 遠壽院日利深傷之、數年積累至今春營造功成矣、而壯麗過昔、□□改觀本

院大坊議以賞勳、今其弟子住持于此日利爲請護札、予敬書因誌其功云、今茲寛政二年歲次庚戌

七月十三日

正中山本院現住沙門 日賢誌

五十三歲時遠壽院 日利

而してかくの如く幾多の辛酸を嘗盡し、めてたく一百日の行法を修して、本院を辭せんとするや、これ等の高德を迎へんために、毎年二月十日各自の檀越信徒は花々しく本山に詣掛け、境内爲めに人の山を築くを例とす、豈隆んならずや、尙この行僧出堂の際には本院に於て

法樂加持

あり、是亦この法樂の加持を受けんがために、東京並に遠近の信徒參詣するもの夥敷しく群集し、

一層の賑はしを加ふるを例とせり、さてこの祈禱の事も明治の初年に全廢されんとせしが、時の住職第二十五世觀照院日光師(明治十二年九月二十二日行年三十五歳にて遷化、本院の興隆につきて尤も盡力せられし人)は、本山住職第百十二世川田日因上人とも、教部省に建白書を上り熱心運動せし効空しからず、遂にこの事も沙汰止みとはなりしなり、まことにめでたき事にこそ、さて本院の系統を案ずるに、初祖は日久上人にして、開基は本山第四世日祐上人の法孫經王院日祥上人、寛永十一甲戌年四月の創立、遠壽院第三世日祐上人なる人、篤志願により五十日間荒行法成滿の後法華一宗門祈禱の相承所たらんことを本山に懇望し、本山亦三ヶ年毎に番輪の寺跡にして永職の寺にあらず、仍て事務の多忙に困苦しつゝあるありしかば幸に是を許諾す、則ちこゝに於て加行所と定め該住職を以て副傳師と稱ふるに至れり、今の山田日然師に至る迄二十七世なり、本院の系譜及び傳記につきては日然師専ら調査中なれば、やがてそが詳細を讀者に傳ふるを得べし、而して當院第二十四代日照上人は筑後國三池郡上内村に於ける遠壽院の遺跡を再興す時の領主立花種生これを許可す其狀今尙院の寶庫にあり左の如し。

圖許狀

當屋敷知行三池郡上内村妙蓮山法華寺は當家爲先祖祈禱菩提建立被致置候處追年及大破今度從其山當國內拜下向之砌右寺跡承及元來遠壽舊跡之靈地先哲日利聖人安永年中惡病流行之節於當寺祈念有之引續累年讀經之舊跡偏に致再建度旨承知届入候依而永々其寺門人之内篤實之僧致人撰當家武運長久領内安全之祈禱頼入度存候爲其再興免許如件

文久元酉年六月

立花相模守

種生花押

下總中山

遠壽院廿四代

換名

遠妙院日榮聖人

以上掲げたるがごとく出張所再建の許可を時の領主立花相模守種生より受け若心經營以て再興の効を果したるに依り慶應二寅年四月村雲御所より左の如き賞詞の許狀とも種々の寄附ありたり文に曰く、

筑後國三池郡上内村妙蓮山法華寺義正中山遠壽院出張所に被執建 鬼子母尊神勸請有之候由奇特被思召候、因茲今般菊藤御紋附御幕二張、同高張提燈二對、同弓張提燈二張、翠簾一垂、御寄附被爲在候間永大切に可被相用候、彌妙法廣布當御所御靜泰之祈爾可被抽丹誠者也仍而免許如件

慶應二寅年四月

村雲御所

了 達 院 印
養 孝 院 印
辻 民 部 印

筑後國上内村

遠壽院出張所

遠妙院日榮聖人御坊

而して文久元年前記行堂の鬼子母神禁裏御内拜の許可ありし時宮家の染筆を給はる其狀左の如し
今般中山行堂鬼子母神尊像 禁裏御所御拜之儀被相願候に付當御所より大奥へ御願被遊候處被聞
召尊神御參内御内儀にて御拜爲被在候依之 宮御方厚思召を以内陣へ御染筆の御額壹面御寄附被
爲在候間猶天下泰平寶祚萬々歳當御所御靜泰之御祈禱可被抽丹誠候也

村雲御所

丁 達 院 ④
養 孝 院 ④
辻 民 部 ④

文久元酉年九月

下總國正中山遠壽院廿五代

量觀院日照聖人御坊

此時拜受せし額面の文字は筆太に拜尊神と記され長さ四尺幅二尺五寸、原書は今優美なる軸物と爲し、當院の寶庫に秘藏せらる、此他翌十月更に村雲尼公より菊藤御紋附の釣提灯、翌簾等の御寄附ありたり、そが下書左の如し

中山行堂の鬼子母尊神兼て當御所御信仰之處御上京にて御拜被爲在候、殊御祈禱被成上候に付今

般御館入被仰付御寶前へ菊藤御紋附提灯二張御翠簾一掛御寄附被爲在候間永大切に可被相用候彌
妙法廣布御所御精泰之御祈禱可被抽丹誠候仍而如件

村雲御所

丁 達 院 ④
養 孝 院 ④
辻 民 部 ④

文久元酉年十月

下總國正中山

遠壽院御坊

尙當院に秘藏せらるる古文書の内、日常上人自作惠比須神の像につきて附記せるものを左に掲げて参考に資す、

開山日常聖人御自作惠比須神尊像一赫永仁戊戌年號決定而無疑者也

正中山六十七世 日 清 花 押

惠比須尊神一赫永仁戊戌正月開山日常聖人自作眞像敢無疑者也

正中山 日 允 花 押

千時貞享四年十丁卯十一月十五日

この木像今尙ほ大切に保存しあり、諸人の渴仰少からずといふ、
今の往職山田日然師は遺蹟の保存顯揚に熱心なる人にして、當院の維持擴張と興隆を策らんがため、
本年五月より當院諸堂再建の舉に心を傾け、一身を擽げて東奔西走せられつゝあり、苟も扶宗護法

の志を持し、六百年來本宗唯一の祈禱根本道場として威名赫々たる茲靈壇を、永久へに保存し、ますます隆盛發達を期せらるゝ篤志の人は在に掲けたる募縁の序と諸堂再建の設計豫算表を一覽せられよろしく應分の助力ありて然るへし。

募縁序

自山加行所遠壽院は、宗祖大士本化別頭の加持修法を以て、國家の清寧萬民の攘災を禱り、顯ら勝益を與へ、法華妙理の現證を顯はす靈刹なり、蓋し妙宗の祈禱は、法華經の是好良藥を以て、内には衆生の心病を治し、外には四大不調の疾苦を除く故、宗祖躬ら加持を修して、聖母妙蓮尊儀の齡壽を延べ、伊藤朝高の熱病を除き、房總衆民の疫厲を濟ひ給ふが如き、大悲積苦の跡赫々炳焉たり、是を以て吾山開基日常に秘法を直授し給ひ、六祖之を相承し、後遠壽院を擇ひて、加行の靈壇となし、瓶水無漏の秘法嚴然として流ることなし、然るに明治の初年諸堂回録の災に遭ひ、加行根本靈場の威全からず、爾來幾多の星霜を閱し、今や頽破に迫ひ、殆んど荒寥の忍ぶべからざるに臻れり、日運之を正中山に承け、修法傳師の職を紹きて、日猶淺きも、聖祖の威徳と尊神の冥護に依り、逐年入行の僧員を加へ、益々旺盛に起くと雖とも、特り加行堂の頽破陋隘に堪へざるを奈何せん、然れとも之を改造する、素より微力の及ぶ所に非ず、是這回副傳師日然を全國に派し、瓶水同門の諸師、及び清淨外護の信徒諸氏に議るに至る、冀くは扶宗護法の編素異體同心の聖訓を體し、應分の淨財を喜捨し、加行堂壇をして、輪煥宏壯ならしめ、宗祖尊神の

威徳を彰し、以て法華現證の利益を獲徳せられんことを。

正中山正傳師 濱 日 運

祈禱根本加行所

明治卅五年五月

副傳師 山 田 日 然

諸堂再建設計豫算表

設 計 豫 算 表 (三六)

一金 壹萬參千五百圓	荒行堂新築費
一金 參千六百五十圓	初行堂増築費
一金 五千貳百圓	再行堂建築費
一金 壹千四百五十圓	水行場一式
一金 壹萬五千參百圓	庫裏及書院
一金 七千五百圓	境内周圍行堂等 煉瓦一本半積八尺立 高塀九百間餘
一金 參千貳百七拾圓	右地形石材コンクリート 砂利爲人足等

一金 壹千五百圓

合計金五萬壹千四百貳拾圓

右之通り設計豫算致候也

右は本年より順次各府縣を布教巡回候條爲宗爲法十分の御盡力且便利を與へられんとを希望候

但し其地方巡回の際は前以て地方取締を向け通知致候也

祈禱根本加行所

明治三十六年四月

副傳師 山田 日然

安世院

安世院は總門を入り左側遠壽院の隣地に在り、先づ櫻樹群多植を列ねたる土堤の左、安世院と標示せる石標を見つ進みゆけば四邊好く清掃され塵垢一點を止めず、茶の樹のゆかしき生垣を眺め進みゆけば正面に幔幕を張り井桁に立花の紋殿めしく法要の器は佛前に整飾せらる、是即ち本堂にして左側の室は信者の集會または法談の席と爲す、右側の室は受附にして受附所右の廊下を傳へゆけばこゝは院主の方丈にして室は五つに分かれたれ本座敷に添へる庭園はさして廣からねど狭からず種々の花、珍らしき樹、配置好く其方此方に植付けられ奇石また處々に置かれたる、四時の眺めに飽く

を知らず、春霞立ち初めし朝、虫の音響く秋の夜半、殊に冷風橋前の青簾を巻き暑さ忘るゝ樹隠れの得もいはれぬ風情あるなど、暫し都の塵を避けてこゝに假り寝の折々古書を友となし、おもひを詩歌に寄てあらましければ那塵に樂しかるべしやとそる著者をして羨々の情に堪ざらしめき、今院主(松原智圓師)の語る處に據りて本院の過去の歴史を語らんとすれと惜しい哉院主の曰はく古文書記録法系の總ては昔て堂宇類焼の爲めに烏有に歸しまた如何ともすべからずと、只たわつかに口碑に傳ふる處と些々たる漫筆の存するに據りて考ふるに本院は大僧都日惠上人の草創にして當代に至る第十九世連綿として系統を續く、四院家の一にして記に曰く「日尊聖人於境内院坊中一選秀衆者、定四院家、所謂法宣院、淨光院、本行院、安世院、四院更無甲乙、居以年齡高下、兼司學頭評定職、也云々」とある四院家の一にして正中山縁起に「安世院之開基千葉殿御息也(中略)院中開山何俗性不賤、昔中山御繁昌之時花見御會有時、院中家々紋付袴被張御本院幕水色有古人々之物語也云々」とあり、當山に於ける樞要の地位に在り、且つ勢力あることは、往昔該支院の住職本山の貫主となり在職終はればまた退隱の處と爲す、所謂御院家と稱せしを以て察するを得べく、當時はこの四院家を以て末頭と呼べりといふ、因に云ふ前文本院の火災に遭ひしことは慶應四年の四月廿日夜にして門前の吉平と稱する者の宅より火を發し、山門並に塔中安世院、遠壽院、智泉院、池本坊、山本坊、正善坊、玉樹坊、久成坊、陽雲坊、禱壽坊、本光坊、氏本坊、御骨堂、通堂等を燒き拂ひたるものにて、全夜は南風殊に烈しかりしといふ、尙ほいふ、この年間四月三日には近邊八幡宿、眞間、國分、後見塚、鎌ヶ谷、海神、舟橋等にて官軍と關東勢との戰爭あり當安世院の如きも

三月二十三日頃より時々屯所となりし事ありと、而して彼有名なる柴又題經寺に於ける帝釋天は古來より安世院の什寶中の第一物たりしが中古題經寺の老僧と當院の老僧交誼親密なりしが爲め令寺へ譲りたる旨土地の老翁の談なるが如何にや、記録の證すべきなれば、さくが儘を記し置くのみ敢てこれが判断を下すべき正確なる史料及び記録なし、今の本堂は燒失後先々代住職間邊智年師信徒の淨財を募り建設されしものにして(明治三十二年全部竣工)後米田靜師に職を譲られ府下島根安隱寺に退隱せられ、米田師は久保田日龜僧正以來三代の間本山の執事を勤務し、山主を輔佐して一山の改革萬般の事に大に盡心せられしが、後現住松原師に職を譲られ、今は當院法縁の選出により長崎の本蓮寺へ轉住し一宗のために心神を勞し信徒の歸依深く努力ありといふ、現住智圓師に至る迄三十八世の法系を繼ぐ、その他の事蹟尙ほ詳細に記さんと欲すれども、惜しむらくは記録燒失して參考の資なし。

百花園

垢塵紛々たる街區を去つて、春の朝、月のゆふべ、境地極めて幽遠閑雅に、百花おのが色香を競ひて咲きみだるゝの處、悠々としてうき世を外に逍遙する、蓋しこの上の快樂やある、百花園は即ち是等風流を解し逸興をほしにせんとする者のために、特に本山に於て去明治三十年來(靜師執事時)開園せられ、爾後月を重ね年を追ふて、ますます盛大を致せるもの、しかも本山が庶人をして始終該園に散策快遊しおもむろに美的感念を抱かしめ、人生殉美の本意に叶ひて自ら邪念を拂ひ、

以て純潔清淨なる民人たらしめんとする、遠大なる計畫は、予叢の夙に感謝の意を表する處、乞ふ少しくこれが東導の勞を採らん哉、園は三門の傍らに在り、洒落たる冠木門、それには「中山百花園、縦覽隨意」と筆のあとも優にやさしく認めたる標札を見つ、内に入れば左の方には、ゆかりの萩露に濡れてなやめるが如く、地上に臥したる風情惜らし、さては右の方には老梅五株、一は龍の蟠るが如く、或は舞躍するが如く、枝は三方にわかれて各々雅致を存し、一は半月の中空に横はるが如く、一は猛虎の嘯くが如く、一は眠獅子の斷崖に愛見を抱くが如く、一は天女の舞ふが如く、木々の梢は苦みさやかに、清香袂を拂ひて玉貌嬌媚心魂を誘かすの概あり、是等の奇木を右に眺めつ更に進めば鳥居あり、正面には仁壽得岡稻荷の祠あり、祠は智泉院の舊態を存して建築せしもの、傍らには園守岩城半次氏の菴室あり、室は極めて風雅にして、床には四季ありくの名花を挿し、山主僧正がすまみになりたる自書自讀の珍幅を懸く、若しこれに腰打ちかけて茶を需めんか、質朴なる老翁はねもごろに待遇すべく、此邊りには幾百種の盆栽を並べ、小池あり築山あり、南と北には紫白の花の藤棚あり、葉隠れに澹茶くみみて歌袋をひもとくも、寂たる蛙の聲を聴きて、俳諧を叩くとも、そは各自の心々に委せむ、有名なる牡丹園は老梅の傍らにあり、百花の玉と賞へられ、爛熳として咲き誇れる、悠々自適の趣致は、實に富麗者に比せらるゝも道理や、先萩の下葉をかきわけつ、右に進めば、そこには「牡丹園入口」の札を見るべし、道は東より西に、西より南に、南より東に、更に回轉して東より南に、南より西にと數條に分れ、道の兩側に二百餘種の牡丹を植ゆ、左にこの道順によりてその種類を掲ぐ、

紫雲龍、花大臣、八十翁、太神樂、瑠璃盤、白樂天、渡世白、谷間雪、飛龍、東綬、錦川、八千代獅子、玉天集、白珠殿、日之出雲、白集珠、玉縁り、花之司、鎌田藤、新安房宮、浪神樂、朝日港、浪華洞、鋸り馬、藤ヶ枝、玉鶴、金盃雪、大眞鶴、司獅子、白雁、白黃、黒龍錦、常盤ノ津、鈴ヶ峯、獅子遊、崑崙國、挑遠獅子、安養寺、花之里、朝霞、新八千代獅子、安房宮、日本紅、常盤津、鎌田錦、京姫、日之丸、雪嵐、明石之森、雲間月、尊公院、月宮殿、雲井鶴、瀧身、水晶光、三笠山、綾之卷、色の關、玉松鶴、七福神、青龍殿、喜見城、龜遊、猩々桃、霞之森、白神樂獅子、世々の雪、夕日之岡、眉山月、不可思議、澤之瀧、不老門、新神樂、西行櫻、白菊、百花撰、朝日之卷、東鏡、連鶴、蛾眉山、青龍、岩戸之一、不備金、遙池月、曙、白幡龍、重獅子、錦島、太平日、飛龍、浪花錦、岩戸鏡、富士峰、雲嵐、雪月光、古安房宮、雲龍獅子、小町白、孔雀丸、八重麒麟、雲井坂、墨流、獅子踊、王獅子、醉顔、桃園、東ノ光、甘泉殿、藤乙女、玉芙蓉、明石瀉、光輝山、銀覆輪、紫雲龍、世々撰、朝日雲、文武道、明石獅子、黒之司、笑獅子、金覆輪、見壽影、酒中花、紅麒麟、琉球紅、七寶殿、白黃獅子、木舌艶、日之扉、櫻鏡、白井司、錦梅、世々之譽、錦葉集、富士嵐、花車

是等の花の満開のありは、いかにめざましき眺めなるかは想像するに餘りあるべし、さてこの花壇を過ぎゆけばまたも百餘種の芍薬あり、芍薬の傍らにはつゝじ三千本を植えらる、あるは紅なる、あるは紫なる、あるは白なるあるは鬱金、あるは樺の花のいろく、是また俗胸を洗ふに足るべく、梅林は園の西にあり、一町一反の廣地に四百八十本の梅樹を植えたる、數年の後には更に幾段の美の詠あり

中山百花園の牡丹を見て

見し春の花のいろ香をあつめたるはつかあまりのふかみ草かな
尙山主たま〜花間に逍遙せる人を見て
なかやまの花に浮れて遊ぶ日は人日の鐘に驚かれけり
またほととぎすの聲をさかれて
ほととぎすゆめかうつしの中山におもひもよらぬいまの一聲
以上三首の御歌及び本誌文中に挿入せる歌は管長 猊下より著者に送りたまはりしもの、紀念のために記し置く。

淨光院

泣銀杏の前を通り右に折れて進みゆけば右側に在り、宗祖の法孫千葉胤貞の創立にして、胤貞は本山第四世日禰上人の教化を承け、宿縁薰發して大法の心髓を悟り忽ち念珠を改めて専念法華に歸依し、後ち遂に薙髮して祐師の弟子となり、自ら日胤と號し、本院を創設す、爾來法統連綿として傳

へ院務いよく隆盛なり、慶應四年四月二日彰義隊この地に來り、爲めに該院の僧皆通れしを學勇なるもの獨り踏み止まり留守居したり時に隊の兵來りこれを貴僧に呈すといひ敵の首級三個を床の間に飾置して去る、其血痕今尚依然として附着し觀るものをして凄愴の感を抱かしむ、因に云、有名なる宗祖鏡の池御姿見の尊像は當院の靈寶として丁重に保存せらる。

鏡の池

鏡の池は淨光院の南に在り、即ち宗祖御姿見の池にして、當院に關係せる靈池なり、池の汀に『南無妙法蓮華經』と題し『おのつから鏡の池に枝垂れて松もうれしきかけうつすらん、よみ人知らず』の歌を刻める碑を建つ、山主大僧正日蓮上人、左の一首を詠じて著者に示さる。
姿見の池の鏡にいまもなほ曇らぬ法の光りうつれり

法宣院

淨光院の東隣りにあり、是亦日胤上人を以て開山とし、正和二癸丑年四月を以て創立す、この他の事蹟、いかに探れども惜しいかな好資料を得ず。

本行院

鬼子母神堂の下道を西に向て進みゆけば、門前に老櫻數株並び立ち、更らにすゝめば種々の奇草珍

華の盆栽は整然として列べられ院主の風流さこそと忍ばる、これ本行院にして、本山第五世日蓮上人の弟子權大僧都日覺上人の開基にして永和二丙辰年六月の創立なり。

智泉院

三門前左側にあり、本山第廿五世日長上人の弟子智泉院日住上人の開基にして、正保元甲申年十一月創立す、後ち慶應三辰年七月回祿の災に遇ひ行堂のみを存し、他は全部焼失したりしが、幾何もなく再建せしをまたも天災のために破壊され、爾來幾星霜を経たる今日に於て尙再興の好期を得ず、空しく亂草の生ふるに委す、惜みても尙ほ餘りあることにて、該院と遠壽院とは宗門祈禱相系して、一宗の崇敬を受けしものを、かゝる有様なることを憂たてけれ、希くばこれが再興願揚の勞を採るものなきか、行堂は其後ますます朽腐に傾さしを以て一大改築を施し祐師山に祀る仁受靈神を遷座し去明治三十五年八月二十二日遷座式を舉行せしは、せめてもの心遣りなり、本院の遺跡は百花園と名付け庶人の遊覽に委す、詳細は前に掲げたる記事を参照あり度し。

日什上人の墓

本行院の西南部に在り、上人は京都本山妙滿寺の開山にして、當本山四代日尊上人の初弟子となられし緣故に依り、こゝに墓あると見えたりとは、管長日蓮大僧正が、著者に親しく語り給はりしもの實にさこそあらめ。

玉樹坊

三門を入りて左側安世院の隣りにあり、本山第十四世日通上人の弟子日行上人の開基にして、慶長十三年一月の創立なり。

鐘樓

玉樹坊の傍らにあり、現今の大鐘は九條家の寄進にかゝはる、日蓮大僧正、嘗て山内を散策せらるたましくこの夕暮告ぐる鐘の音に、無心の飼犬群集ひて、清音に感ずらん如く一齊に聲あけて啼くをきかれ、左の一首を詠せられきとて著者に示さる、けだかさやさごゝろのほど、實にくと諾き申さるゝなり。

中山の飼犬の鐘つく毎にちるかひやうなる聲きゝて笑草に
けものにも佛のこゝろありと知る鐘つく毎に聲あけてなく

廟所

本山歴代貫主の遺骨を納むる處にして鐘樓の西北にあり。

陽雲坊

三門を入りて右側にあり、本山第廿五世日長上人の弟子日貢上人の開基にして寛永六巳年二月の創立なり。

本光坊

陽雲坊の北隣にあり、寛永十二亥年三月創立、本山第廿二世日窓上人の弟子日親上人の開基なり。

淨鏡坊

常唱堂より東の畦道を傳へ東南に進みゆけば本坊なり、本山第廿二世日窓上人の弟子日了上人の開基にして寛永六巳年五月の創立。

清水坊

淨鏡坊の西隣にあり、開基及事蹟詳ならず。

本妙坊

三門前の左の道をゆけば突當りにあり、本山第五十三世日啓上人の開基にして創立の年時詳かならず。

祐師堂

本妙坊の西にあり、日祐上人を祀れるところ。

高師廟

日高上人の廟所なり。

蓮行坊

本山第十九世日侃上人の弟子日慶上人の開基、創立年時詳かならず。

正善坊

本山第四世日祐上人の法孫にて、遠澤院の開基日祥上人の弟子正善院日遠上人の開基なり、元祿七年甲戌年二月の創立とす。

奥の院

本山の東北二十丁許の處にあり、本堂は三間半四面にして、正面の額「開基日蓮大士百座說法靈巖」と題するものは日蓮上人の筆なり、本符は宗祖にして建築の年時詳かならず、堂の傍らに老ひた

る匍松あり、常盤のみどり色變へず、まことにめてたき枝振なり。

妙正池

妙正池の舊蹟は本山より東北九丁許りの地にあり、正中山縁起に「大聖人御說法之御時一人女參詣受法戒名付給申故、則妙正付給、御曼茶羅申請歸、其躰不思議思召、人付見大野之邊池有、彼女池邊見失、其後池邊不思議物有、其形昔繪書顯龍角也、何書物角卷有、見妙正給御曼茶羅也、大野邊妙正池今有、御說法時參詣道、只一通也、蛇小路中」とあるこれにて現今はわづかにその面影を存するのみ。

法要

本寺に於ける年中重なる法要は左の如し

- △太歳三ヶ月總開帳 (三ヶ月に限り八方除御守並に開運守、疫除守を差出す)
- △出部行會 (二月十日午前七時より午後三時迄、法樂加持修行)
- △千部會 (四月十三日より十八日迄、大法要修行)
- △蟲拂會 (御靈寶虫拂の會式にて八月七日八日の兩日午前八時より午後迄修行し拜覽を許す)
- △御會式會 (十一月十三日より十八日迄大法要修行)

東東京東京東京東京
東東京東京東京東京
神神神神神神神神
神神神神神神神神
川川川川川川川川
奈奈奈奈奈奈奈奈
葉葉葉葉葉葉葉葉
千千千千千千千千
崎玉縣縣縣縣縣縣縣縣

門末評議員

題經大住職
德法大住職
安穩寺住職
四福寺住職
妙勝寺住職
蓮華寺住職
本光寺住職
久成寺住職
妙相寺住職
實相寺住職
遠行院住職
妙行寺住職
光福寺住職
西福寺住職
本願寺住職
常樂寺住職

皆本永間平山加小三大平大山關松牛岩牧樹
川橋野邊川梨藤澤宅野川田野本田田下
文義戒智廣深日辨日宣日要日智要日智
明全慎年德靜凝恭鐘輪要瀟瀟胤辨淳朗位乘

正中山法華經寺誌畢

明治三十六年八月一日印刷

明治三十六年八月四日發行

發行者兼

石倉重繼

東京市下谷區谷中坂町二十八番地

印刷者

石川金太郎

東京市京橋區四番町廿六七番地

印刷所

英舍

東京市京橋區四番町廿六七番地



石倉翠葉著書目錄

香取	日光	妙心寺	高野山	善光寺	成田山	日蓮宗	佛光寺	大谷派	本派
名所	名所	名所	名所	名所	名所	各本山	寺名	本願寺	本願寺
所圖	所圖	所圖	所圖	所圖	所圖	名所	所圖	名所	名所
會	會	會	會	會	會	圖會	圖會	圖會	圖會
		關河川	草津	四萬	唐崎	勿來	櫻川	下野	高田
北村	川原	中温	津温	萬温	崎松	關事	川事	高田	派本
季吟	温泉	温泉	温泉	温泉	事蹟	事蹟	事蹟	山名	山名
傳	誌	誌	誌	誌	考	考	考	所圖	所圖
								會	會

以上各書の御覽に當りては、東京本町博文館へ御紹介願ひ下され候。

81
912

1941
1942
1943
1944
1945
1946
1947
1948
1949
1950
1951
1952
1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2011
2012
2013
2014
2015
2016
2017
2018
2019
2020
2021
2022
2023
2024
2025